

第21回瀬戸内海広域漁業調整委員会議事録

平成23年3月10日（木）

瀬戸内海漁業調整事務所

第21回瀬戸内海広域漁業調整委員会

1. 日 時

平成23年3月10日(木) 13時30分

2. 場 所

神戸市中央区下山手通5-1-16
パレス神戸2階「大会議室」

3. 出席者氏名

①出席委員

糠 善次 / 白井 孝尚 / 山本 正直 / 小田 英一
福池 昌広 / 高橋 昭 / 前田 健二 / 宮本 憲二
桜間 裕章 / 長野 章 / 原 一郎 以上11名

②臨席者

| | | |
|-------------------|----------|-----------|
| 水産庁 資源管理部 管理課 | 課 長 | 内 海 和 彦 |
| | 課長補佐 | 米 田 立 子 |
| 漁 政 部 企画課 | 法令係 | 赤 井 啓 嗣 |
| 新潟漁業調整事務所 | 資源課長 | 西 部 博 秀 |
| 九州漁業調整事務所 | 資源管理計画官 | 後 藤 正 行 |
| 独立行政法人 水産総合研究センター | | |
| 瀬戸内海区水産研究所 栽培資源部 | 部 長 | 與世田 兼三 |
| | 資源管理研究室長 | 石 田 実 |
| 生産環境部 | 沿岸資源研究室長 | 小 畑 泰 弘 |
| | 研究員 | 河 野 悌 昌 |
| 屋島栽培漁業センター | 主任技術開発員 | 中 野 昌 次 |
| 和歌山県 農林水産部 資源管理課 | 班 長 | 狭 間 弘 学 |
| | 副 主 査 | 内 海 遼 一 |
| 大阪海区漁業調整委員会事務局 | 書 記 長 | 四 宮 伊 智 郎 |
| 大阪府 環境農林水産部 水産課 | 主 査 | 笹 島 祐 史 |
| 兵庫県 農政環境部 水産課 | 漁政係主査 | 西 野 秀 樹 |
| | 職 員 | 谷 口 健 |
| 岡山海区漁業調整委員会事務局 | 主 任 | 小 野 博 行 |
| 広島海区漁業調整委員会事務局 | 次 長 | 宮 林 豊 |
| 山口県 農林水産部 水産振興課 | 主 任 | 吉 中 強 |

| | | |
|---------------------|------------|--------|
| 徳島海区漁業調整委員会事務局 | 課長補佐 | 池脇 義弘 |
| 香川県 農林水産部 水産課 | 副主幹 | 向井 龍男 |
| 愛媛県 農林水産部 水産課 | 専門員 | 関 信一郎 |
| 福岡県豊前海区漁業調整委員会事務局 | 事務主査 | 竹馬 悦子 |
| 大分県 農林水産部 漁業管理課 | 副主幹 | 佐藤 公文 |
| 近畿農政局 統計部 生産流通消費統計課 | 次席統計官 | 岡田 基 |
| 中国四国農政局 | | |
| 統計部 生産流通消費統計課 | 課長補佐 | 日下 清 |
| 兵庫県漁業協同組合連合会 | | |
| 組織統括本部指導部 | 総括代理 | 宗和 貴光 |
| みなと新聞 大阪支社 | 記者 | 宮村 信二 |
| 水産経済新聞 阪神支局 | 支局長 | 川邊 一郎 |
| 愛媛新聞社 大阪支社 | 編集部長 | 奥村 健 |
| 瀬戸内海漁業調整事務所 | 所長 | 提坂 猛 |
| | 調整課長 | 山川 勝彦 |
| | 資源課長 | 平松 大介 |
| | 指導課長 | 小林 一弘 |
| | 資源保護管理指導官 | 青木 滋 |
| | 調整課 調整係長 | 岩崎 剛史 |
| | 調整係 | 五十嵐 玲 |
| | 資源課 資源管理係長 | 田代 真一 |
| | 資源増殖係長 | 松本 貴弘 |
| | 漁場整備係 | 本城谷多一郎 |

4. 議題

- 1 サワラ瀬戸内海系群資源回復計画について
 - (1) 平成22年度の取組状況等の報告
 - (2) 瀬戸内海区水産研究所からの資源状況の報告
 - (3) 平成23年度の取組(案)及び委員会指示(案)の審議
 - (4) 資源回復計画終了後の取組の検討
- 2 カタクチイワシ瀬戸内海系群(燧灘)資源回復計画について
 - (1) 平成22年度の取組状況等の報告
 - (2) 平成23年度の取組(案)及び委員会指示(案)の審議
- 3 トラフグ資源管理の検討状況について
- 4 資源管理に関する連絡・報告事項について
 - (1) 国作成の資源管理指針について
 - (2) 広域資源管理に関する検討について
 - (3) 平成23年度予算について
- 5 その他

5. 議事の内容

(開 会)

(山川調整課長)

定刻より若干早いですけれども、委員の皆様おそろいですので、ただいまから第21回瀬戸内海広域漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、兵庫県瀬戸内海海区の山田委員、岡山海区の奥野委員、大分海区の藤本委員が事情やむを得ず欠席されておりますが、定数14名の過半数に当たる委員の御出席を賜っておりますので、漁業法第114条で準用する同法第101条の規定に基づき、本委員会は成立していることを御報告いたします。

それでは、前田会長、議事進行をお願いいたします。

(挨拶)

(前田会長)

皆さん、こんにちは。

それでは、委員会を開催するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、年度末の大変お忙しい中、第21回瀬戸内海広域漁業調整委員会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございました。

また、水産庁の内海管理課長さん、瀬戸内海漁業調整事務所の提坂所長さん、そして、瀬戸内海区水産研究所の與世田部長さんをはじめ、担当の皆様には大変お忙しい中、御臨席をいただきましてありがとうございました。

本委員会が所管する瀬戸内海では、サワラ資源回復計画や、燧灘でのカタクチイワシを対象とした計画など、重要な課題に積極的に取り組んでいることは御案内のとおりでございます。詳しくは議事次第で見ていただければと思いますけれども、本日は、これら資源回復計画の取組内容などについて審議していただくとともに、トラフグの資源管理の検討状況についても、説明していただくことになっております。

また、来年度から導入される資源管理指針・計画制度について、国作成の指針の検討状況や、平成23年度予算について御説明をいただくことになっております。

来年度は、新たな制度が始まる年であり、資源回復計画についても一区切りつける年と伺っております。瀬戸内海における資源管理を適切に推進していくに当たりまして、本委員会の役割も増していくものと考えられますので、委員の皆様と協力して、一つ一つの課題を整理していきたいと考えております。

本日は、議題が多岐にわたり盛りだくさんの内容となっておりますが、議長として要点を絞った議事進行を心がける所存でございますので、皆様方の御協力をお願いいたしまして、簡単ですけれども、開会のあいさつといたします。

また、本日は、内海管理課長さんに御出席をいただいておりますので、一言ごあいさつを

お願いいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

(内海管理課長)

ただいま紹介いただきました水産庁の管理課長をしております内海と申します。

第21回瀬戸内海広域漁業調整委員会を開催されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、委員の皆様方、大変御多忙の中、御出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。また、日ごろから、現場で資源管理、あるいは漁業調整、そういったことで御尽力を賜っておりますことを改めて御礼を申し上げたいと思っております。

この広域漁業調整委員会、改めて申すまでもなく、今まで資源回復計画を中心に御議論をいただいております。今、会長からもごあいさつの中で触れていただきましたが、資源回復計画を包含した形で、来年度から新しい資源への取組を開始しようかと考えております。

これにつきましては、各地で漁業者の方々、それから団体の方々にも、水産庁から御説明をさせていただきましたが、資源管理指針をつくり、資源管理計画を漁業者の方につくっていただくということで、それにあわせた所得安定対策を講じていこうというものであります。

後ほど、それらと本委員会との関係、あるいは資源回復計画との関係は御説明をさせていただきたいと思いますが、基本的に資源管理、これまでのTAC制度ですとか、あるいは資源状況が悪いものを対象にした資源回復計画から間口を広げて、各地でやっていたい資源管理の取組についても、国のそういった制度の中に包含していこうというのであります。

そういう中でまた、いろいろな調整事も出てくると思っております。この委員会においては、本当にこれまで以上に活躍、活動をしていただく場が増えるんじゃないかなと思っております。それもまた、改めて後で説明をさせていただきたいと思っております。

また、広域漁業調整委員会の関係ですと、先週、日本海・九州西広域漁業調整委員会を東京で開催いたしました。その中で、次長があいさつに立ったんですが、2点、皆さんにお願いしたいということでお話がありましたので、ここでも、お願いをしたいと思っております。

1点は、今言いました新たな資源管理所得安定対策への取組ということで、水産庁は大きな予算をそこに投入しながら、今準備を進めているところです。我が課においても、その担当は今、大車輪で作業をしているところなんですが、その制度ができた暁には、漁業者の方々にはぜひ加入していただきたいというものであります。

せっかく予算を用意して体制を組んでおり、これも決して漁業者の方々が損するような制度ではないと思っておりますので、ぜひ、地元の方々にお話をして、そういったものに参加いただきたいという話であります。

それから、もう1点は、収入安定対策とともに、燃油の対策も水産庁では打っております。昨今、中東情勢が非常に緊迫して、今日の新聞にも油がまた値上がったというような話がありますけれども、かつて燃油対策を打ったときには、一番必要なときに効果のある措置が打たなくて、その後で、対策がスタートしたということだったものですから、そういう反省を踏まえて、ぜひ、そういった措置についても漁業者の方の参加をお願いします。水産庁としては、いろいろ制度、対策を打っていくんですけども、その中に漁業者の方々が入っていただければこそ、そういったものが浜で実際に効果を持つと考えますので、そういったものに

ぜひ、参加をしていただきたいということでもあります。

改めまして、これからの資源管理の中で、この委員会の持つウエートというんですか、役割はどんどん大きなものになっていくと思います。我々も制度を改正しながら、その部分の説明責任をしっかりと果たして、ともに資源管理がうまくいくようにと思っておりますので、ぜひ、その観点から、今回の会議においても御発言をいただければと思います。ひとつよろしくをお願いします。

簡単ですが、あいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

(資料確認)

(前田会長)

どうもありがとうございました。

それでは、本日使用いたします資料の確認を行いたいと思います。事務局お願いをいたします。

(山川調整課長)

それでは、お手元にお配りしております資料でございますけれども、まず、議事次第、委員名簿、本日の出席者名簿、それから、本日の会議で使用する資料といたしまして、資料1-1として「平成22年度サワラ瀬戸内海系群資源回復計画の取組」、資料1-2として「サワラ瀬戸内海系群の資源状況」、資料1-3として「平成23年度サワラ瀬戸内海系群資源回復計画の取組(案)」、資料1-4として「サワラ資源回復計画終了後の取組の検討状況」、資料2-1として「平成22年度カタクチイワシ瀬戸内海系群(燧灘)資源回復計画の取組」、資料2-2として「平成23年度カタクチイワシ瀬戸内海系群(燧灘)資源回復計画の取組(案)」、資料3として「トラフグ資源管理に関する主な取組」、資料4-1として「資源管理指針の概要(魚種別の資源及び漁獲の状況、資源管理目標)」、それから資料4-2として「資源管理指針の概要」、資料4-3として「我が国の海洋生物資源の資源管理指針(案)」、資料4-4として「広域資源管理に関する検討について」、資料4-5として「平成23年度予算について」、それから最後に、サワラ瀬戸内海系群及びカタクチイワシ瀬戸内海系群(燧灘)の現行の資源回復計画と、委員会指示をまとめたものを参考資料として配付しておりますので御参照ください。

お手元にお配りしております資料に足りないものなどございましたら、事務局までお申しつけください。

(議事録署名人の指名)

(前田会長)

よろしいですか。ございますか。

それでは、議事に入らせていただきます。後日まとめられます本日の委員会の議事録署名人を選出しておく必要がございます。本委員会の事務規定では、会長が出席委員の中から指名することとなっておりますので、和歌山海区の糠委員さんと大臣選任委員の桜間委員さん

のお二人方をお願いをいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、お二方よろしくをお願いを申し上げます。

(議題1 サワラ瀬戸内海系群資源回復計画について)

(前田会長)

それでは、議題1の「サワラ瀬戸内海系群資源回復計画について」に入ります。まず、議題の内容及び本委員会への付議方法について、事務局から説明をお願いいたします。

(山川調整課長)

サワラ瀬戸内海系群資源回復計画につきましては、まず平成22年度の取組状況等について御報告した後、サワラ瀬戸内海系群の資源状況につきまして、瀬戸内海区水産研究所から御報告をいただき、次に平成23年度の取組(案)及び本委員会指示(案)について御審議いただきたいと思っております。

最後に、資源回復計画終了後の取組について、現在の検討状況について御報告し、御意見を伺いたいと思っております。

(前田会長)

皆さん、よろしいでしょうか。

では最初に、平成22年度の取組状況などにつきまして、事務局から報告をお願いいたします。

(平松資源課長)

瀬戸内海漁業調整事務所資源課の平松でございます。

私のほうから、資料1-1を用いまして御説明させていただきたいと思っております。着席して説明させていただきます。

それでは、資料1-1の表紙をおめくりいただきまして、1ページ目に地図がございます。「漁獲努力量削減措置(平成22年度)」というものでございますが、このページから5ページの地図まで、今年度の休漁等の取組、それから種苗放流等の実施状況、広域漁場整備及び水域環境保全の取組、こちらの内容につきましては、前回の第20回の委員会で御報告をさせていただいた内容と同じ内容になってございます。重複いたしますので説明は割愛をさせていただきまして、今回の資料の6ページ以降が新しい内容となっております。こちらを中心に御報告をさせていただきたいと思っております。

では、6ページにございますサワラの漁獲量のページをご覧ください。

1に瀬戸内海の漁獲量ということで表形式にしておりまして、平成22年の枠内の漁獲量は空欄になっております。こちらにつきましては、もうしばらく公表まで時間がかかるということでございますので、毎年この時期には、表の外に書いてあります速報値を御紹介させていただいております。

平成22年の速報値につきましては、2月に速報で出されました数字が1,023トンとなっております。こちらは、同様の統計速報で1年前の平成21年の数字は1,036ト

ンという形で報告されていたものに対応するものでございますので、こちらを見ると、わずかに数字が下がっていますが、ほぼ同程度の漁獲量と見ることができるかと思っております。平成22年の漁獲量については以上ですが、6ページの下段のほうに2といたしまして、本委員会指示で漁獲量が規制されております「はなつぎ網」、「さわら船曳網」、「さごし巾着網」の漁獲量につきまして、平成22年漁獲量の報告がございました。その値につきましては、表にそれぞれ記載してありますとおり、制限値以下の漁獲量ということで報告を受けていることを御紹介させていただきます。平成22年の漁獲量につきましては、以上のような状況でございます。

続きまして、7ページに、平成22年のTAE管理に関する資料を載せてございます。こちらにつきましては、TAE管理制度が始まりました平成15年からの各年の出漁隻日数を漁業者の皆様にご報告いただいております。それらの数字の推移を棒グラフの形でお示しをさせていただいております。瀬戸内海全体の値は7ページの一番上の行の右端、合計と書いてあります小さなグラフですが、こちらの黒線の部分が瀬戸内海全体の数値になってございます。具体的な数字を見ますと、平成22年は1万5,732隻日ということでございまして、ほぼここ数年、若干右肩下がりのような傾向がございまして、同程度で推移しております。こちらの値につきましては、全体の設定値の約13%ということでございます。なお、TAE管理が設定された中では一番、出漁隻日数の値が少ない年であったということでございます。それから、県ごとのグラフ、一部の県につきましては海域ごとに分かれており、それらのグラフを載せてございます。上の2行の部分につきましては瀬戸内海の東部海域、その下3行につきましては西部海域と、それから一番下の行につきましては、先ほど漁獲量の上限值の説明をいたしましたさごし巾着網、さわら船曳網、はなつぎ網のデータとなっております。一番下の行以外につきましては、すべてサワラ流し網の出漁隻日数の推移ということになってございます。それから、グラフの線の色分けでございまして、ピンク色の線で書いている部分、こちらにつきましては、春の漁期について細かい報告をいただいている海域、それから青の線のところにつきましては、秋の漁期について報告をいただいているというように、ちょっと工夫をして示させていただいております。海域等についてはそれを御参考に見ただけであればありがたいと思います。それから、それぞれのグラフでもととの設定値の数量が違いますので、縦軸の単位はそれぞれグラフにおさまるような形で単位をとっております。その点を御注意して見ていただければと思います。

設定値が低いところにつきましては、若干年によつての上下が目立つような形になっておりますが、これはスケールの関係かと思っております。それ以外のところはおおむね全体値と同じように、横ばいから若干減少傾向というような形が、トータルとしては読み取れるかと思っております。そのような状況でTAE管理は実施してもらっております。TAE管理につきましては、7ページのとおりでございます。

それから、8ページ以降につきましては、調査関係についての結果を載せさせていただいております。まず、8ページにつきましては、岡山県で実施された放流効果調査の結果報告書、それから9ページ、10ページにつきましては、同様の調査を香川県で行ったものの結果報告書でございます。

8ページですけれども、岡山県の調査結果を見ますと、2のところ、試験操業で漁獲された尾数ですとか、単位当たりの漁獲量CPUの過去からの経年変化が示されておりました。

て、平成22年のところを見ていただきますと、漁獲尾数、CPU Eともに、平成21年が非常に高い数字でございましたので、前年と比べては減少しているという結果になってございます。それから、放流のサゴシの漁獲も少なかったということでございます。

それから、香川県の結果、これが9ページと10ページになってございますが、9ページのほうにも同様に、1998年からの漁獲状況の経年変化が2010年のところまで書かれてございます。こちらにつきましては、前年と比べまして、漁獲尾数、それからCPU Eともに、今年度、2010年度は多かった、例年に比べて増えているということであり、平成18年並みに高い数字だったかなと思っております。

それから、放流魚の混入率、漁獲された中に放流魚はどれぐらい含まれてたかというものにつきましては、先ほど言いましたように、岡山県の結果は、121尾獲れた中で3尾が放流魚であったということで、混入率を計算しますと2.5%になるということですが、こちらにつきましては、天然加入が少なかった2005年から2007年に比べると、混入率は低くなっています。

また、香川県につきましては、混入率等のデータは計算結果も含めて10ページの上のほうの表に載ってございますが、今年度、2010年の混入率は123尾のうち3尾ということで2.4%になりますが、2%と表記しています。こちらにつきましても、2005年から2007年というのが比較的天然加入が少なかった年なんですけれども、そのときにはこのように高い値ですが、今年の調査結果では混入率は低いという結果になってございます。

また、この混入率と天然発生との関係につきましては、次の瀬戸内水研の御発表の中でもその解析結果を御報告いただくことにしてございますので、この場ではそこまでとさせていただきます。

それから、調査関係でもう一つ報告書があります。11ページから16ページにかけてがそれでございます。こちらの調査につきましては、前回の委員会におきまして、御議論、御検討をいただいたところでございますが、播磨灘と備讃瀬戸につきましては、平成24年度以降の取組を検討していく際に、もし、この時期に漁獲が行われると仮定すると、どのような影響が及ぶかということについてのデータがなかなかないので、その辺のデータを集めるという目的のために、今年度試験操業を実施するというところで取り組んだものでございます。

結果につきましては、まず、11ページでございますが、こちらには、播磨灘側での調査結果について書かれております。調査方法等につきましては書いてあるとおりでございますが、10月と11月に4回、延べ8隻の調査が行われました。この8回の調査の中で獲られましたサワラ類につきましては、サワラサイズのもので5尾、それからサゴシサイズのもので5尾であったというところでございます。

ページをめくっていただきまして、12ページのほうに、同じく(2)として、備讃瀬戸海域と書いてございますが、備讃瀬戸海域での調査についてまとめてございます。調査時期につきましては、10月から11月にかけて4回ということで、延べ7隻での調査となっております。こちらでのサワラ類の漁獲結果ですが、サワラが25尾、サゴシサイズが11尾という結果が得られてございます。

12ページの下半分に、新規加入量調査と書いてございますが、こちらにつきましては、先ほど香川県の調査、9ページから10ページで報告書を掲載している調査と重複してございますので、ここでは御説明は省略いたします。今年度の播磨灘、それから備讃瀬戸の秋期

の試験操業につきましては、結果といたしましては、以上のような状況でございます。

13ページから14ページにかけては、サワラ類以外のその他の混獲魚がどのようなものがあつたのかというものについて、魚種、それから漁獲尾数等につきまして掲載されてございます。なお、その時期の単価等でどれぐらいの水揚げ金額になるかという試算がされてますので、そちらをあわせて掲載させていただいております。何かの御参考にしていただければと思います。

今年度の調査結果につきましては、まだ1年限りのデータしかございませんので、報告書には考察としては載せておりませんが、先ほど備讃瀬戸、播磨灘でそれぞれ7回ないし8回の調査での漁獲尾数ということで御報告させていただきましたが、それぞれの海域の春漁期の操業時の1隻当たりの漁獲量と比べてどうであったかというものを計算してみますと、今年度の春漁と先ほどの調査結果を比較いたしますと、播磨灘では春漁の13%、それから備讃瀬戸につきましては春漁の28%程度という結果でございました。先ほど言いましたように、まだ試験日数、隻数も少ないところでございますので、これをもってすべてを判断するにはまだ不十分かと思いますが、1隻当たりに換算して比較いたしますと、春漁よりも大幅に1隻当たりの漁獲は少ないであろうということが考えられます。今年度から始めました調査結果につきましては、以上のような状況でございました。

それから15ページ以降につきましては、今御報告をいたしました放流効果調査、岡山県と香川県で実施されているものについての来年度の実施計画書、17、18ページにつきましては、ただいま御説明をしました香川県で今年度から始めた秋の試験調査、これらについても来年度も引き続き調査を計画してございます。それぞれ両県から調査計画が上がってきておりますので、あわせて御報告をさせていただきたいと思っております。

今年度のサワラ計画の取組の報告は、以上でございます。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、何か御質問等がございましたら承ります。ございませんか。

(原委員)

11ページのところで、試験船A、Bで両方とも反数は15反使ってまして、試験船Aのほうは15反で約1,500メートル、Bのほうは1,400メートルと書いてありますが、この100メートルの違いというのは何でしょうか。

(平松資源課長)

Aは15反、Bは14反で、1反当たりは100メートルということですよ。

(原委員)

はい、わかりました。それと、もう一つですね、12ページの表の2と表の3のところ、CPUEとして1反当たりを見るのに、この表から15と14でそれぞれ割ればいいのかと思うんですけど、その前の2県、岡山県と香川県の結果で、それぞれCPUEが季節ごとに出てますね。例えば8ページですと、平成17年から平成22年までずっとCPUEとい

うのが出てます。これが一つの資源量指数という見方をすれば、岡山県、香川県をそれぞれ海域ごとに比較することが可能になるかと思いますが、香川県のほうは船ごとに2隻で随分数値が違って、岡山県とも数字が随分違うので、資源量指数というのが海域ごとに随分違うのかなという気がします。

言いたいことは、例えばこの3件をそれぞれ海域ごとにCPU Eを比較して、地図に落としてみたらおもしろいのではないかなという気がしますので、平成23年度が最終年度になるかと思いますが、取りまとめのときにはぜひ、各県バラバラに資料を作成しつつ、それを取りまとめた総括的なものが出てきたら、もっとおもしろい結果が出てくるのではないかなという気がしますので、よろしくお願いします。

(平松資源課長)

また、検討させていただきたいと思います。

(前田会長)

よろしいですか。ほかに何かございませんか。

(長野委員)

教えてほしいんですが、6ページの2なんですけれども、委員会指示による制限が40トン、2トン、46トンとあって、漁獲量を見ると全部、大体ほぼその1割になっているんですが、大体これが相場ですか。制限があったら実際獲っているのは1割ぐらいというのが相場なんだろうという質問なんですけれど。

(平松資源課長)

結構、年によってばらつきがございます。たまたま、今年がこの程度だったということです。例えば40トンに対して二十何トンとか30トンとかという年もございますし、この程度の年もあったということです。

(長野委員)

3地区とも大体1割で並んでいるからということで、10倍で制限かけるのかなと思ったのですが。

(平松資源課長)

そういうことではございません。年によって、かなり実績値はばらつきがございます。

(長野委員)

はい、わかりました。

(前田会長)

ほかにございませんか。

それでは、次に、サワラ瀬戸内海系群の資源状況につきまして、瀬戸内海区水産研究所の

石田室長さんより報告をお願いいたします。

(石田資源管理研究室長)

瀬戸内海区水産研究所の石田です。よろしくお願ひします。

画面に映写して説明させていただきます。少しお待ちください。

これは、秋のこの会議で御説明した内容に秋漁の情報をつけ加えて最新のものとして説明させていただきます。

御存じのとおり、資源評価調査事業によりまして資源状況を把握しております。参画機関はここに挙げた11府県と屋島栽培センターで、取りまとめは私どもの研究所が行っております。

資源評価の手順、これも秋のものと同じでございますが、漁獲統計と体長組成の資料から、年齢別の漁獲尾数を集計します。これはコホート解析という海産魚類で世界中で一般的に使われている方法によりまして、年齢別の資源尾数、それから漁獲の強さを計算いたします。また、種苗放流の情報を加えまして、それで、放流効果を計算します。これらをもとにして、将来の年齢別の資源尾数、漁獲の強さ、資源量、漁獲量を予測して、次の年の生物学的許容漁獲量まで算定します。

灘区分と調査地、これはもう皆さん、御存じのとおりでございます。

回遊も御承知のとおり、春に瀬戸内海の中のほうで産卵回遊して、秋、冬には越冬で、水道から外に出ていく傾向があります。

年別の漁獲量です。1968年から暦年、1月から12月の合計を出しております。数字は農林水産省の統計部の集計する資料に合わせております。ただし、2010年はまだそれが出ておりませんので、瀬戸内海漁業調整事務所さんで集計されたものに基づいて、暫定値として出しております。去年より若干下回っていますが、去年並みということです。色分けは、上にいくほど西側、下にいくほど東側、色の濃いところは瀬戸内海の中の方ということになります。最近は、1,000トンを超えた水準で一進一退しているということです。

2005年以降の水揚げ量を一月ごとにあらわしたものです。秋漁は、8月から11月を秋漁としますと、去年の0.8倍、おとしの1.1倍ほどあったということです。ちなみに春漁は去年、おとしよりも3割ほどよかったということになっております。

これは二年分ですが、一月ごとにあらわした体長組成と、それから漁獲尾数です。細かくて恐縮ですが、一つの図が一月をあらわします。例えば2006年の1月ですと、横軸がサワラの尾叉長、縦軸が瀬戸内海全体で漁獲されたサワラの尾数です。千尾単位になっております。軸の数値はそろえておりますので、一列が半年ということになり、これを見るとどういった大きさのものが続けて獲れるかということがお分かりになるかと思ひます。

毎年秋になりますと、この小さなもの、40センチ台のその年生まれのものが出てまいります。2006年は少し、2007年も少し出ております。

2008年、2009年になりますと、当歳魚の出方がかなり多くなっておるといふことです。

2010年はまだ体長組成を集計してませんので、これからということですが、前二年並みぐらいあるのではないかと期待はしております。

2009年までの資料がそろってますので、年齢別の漁獲尾数をまとめたものです。資料

があるのは1987年、最も漁獲量の多かったあたりからです。色分けは下から、0歳、1歳、2歳、3歳、4歳、5歳以上となっていますが、近年は5歳以上はありませんので4歳以上で集計しております。これも前回御説明したとおり、1990年前後までは3歳以上のものがかなり多く漁獲されていましたが、近年は0歳、1歳、2歳がほとんどということですので。ただ、2002年生まれのもは、0歳、1歳、2歳でまとまって獲れております。0歳として出現した数を見ますと、2008年、2009年も2002年とほぼ同じぐらい出現しております。2008年は1歳魚としてもかなり獲れているというところですよ。

これをコホート解析にかけた結果がこちらです。縦軸が尾数で、横軸が年です。今の漁獲尾数とはほぼ似たような傾向になっております。1998年にかけて減少しまして、その後、2002年にかけて少しふえ、その後足踏みです。2009年の値が少しふえておりますが、これはコホート解析の原理的なところで、最近の年の若齢魚、特に0歳は不確定なものですので、これが来年は変更になる可能性があります。上方修正か、下方修正かはまだ分かりません。

これに体重をかけますと資源量が出ます。資源量は過去二十数年来、低水準にあります。最近5年では横ばいです。ふえているようにも見えますが、まだ不確定なところもあるので、横ばいという判断をしております。

これは年齢別の漁獲物の平均体重です。これも前回御説明しましたが、1990年ごろまでは成長が遅い。これはえさの取り合いがあったということで、資源が多かったことをあらわします。最近はずっとそうなんです。成長がいいということは、これは資源密度が低い、えさの当たりがいいということです。これが改善されていないということは、まだまだサワラ資源は以前のように回復していないということをお知らせします。

これは親と子の関係です。一つの○が一年をあらわします。そして、一年ごとに線でつないでいます。横軸はその年の親魚の量です。つまり産卵量にも対応します。縦軸はその親魚から生まれた0歳魚の発生量です。これは、漁獲のかかかっていないところをお知らせします。つまり親魚当たりの発生量、同じ親魚の量で0歳魚が多ければ、環境がよかったということです。そして、この○と色をつけた○は次で説明します。

近年、ちょっと低水準のところでおさまっていますので、拡大しますとこうなります。1993年以降は減ってしまっていて、98年まで親魚量も減り、0歳魚の尾数も減っております。2002年は親魚量は1,000トン強で1995年よりも若干少ないですが、その割には0歳魚の発生はよかったです。これは自然環境、えさが多かったことを中心にして、環境がよくて生き残りがよかったことをあらわします。この○の上に少し灰色の○をつけたのは、2002年から本格的に放流が始まりましたが、その年に放流されたものに由来する尾数をかさ上げた分をお知らせしております。その後、2003年、2004年と親魚はふえたのですが、0歳魚は少なくなり、2007年までは似たようなところですよ。2008年、2009年は、親魚量が1,000トン、2,000トン弱といった千数百トンのレベルですが、0歳魚の発生がよく、環境がよかったと考えられます。

なお、天然発生の中には、放流したものが天然海域で成熟して親になって生まれたものもあります。これが放流種苗かどうか区別する手段が今のところありませんので、天然発生に含めております。ですから、2004年以降の○は、放流由来のものを含んでいる可能性があります。そして、その年だけに放流したもののかさ上げ効果、1年だけの効果としては、

この少し色をつけたものとしております。

種苗放流効果を、今度は添加効率で計算しました。添加効率と申しますのは、放流した種苗のうち、どのぐらいの割合のものが生き残って漁獲されるサイズまで、50センチとか、それ以上の大きさまで育つかということです。これは放流尾数の資料とコホート解析で求めた資源尾数、それから混入率から求めます。1歳魚と書いているんですが、0歳魚の混入率は不安定なので、最近年をのぞいて、1歳魚を使っております。添加効率を見ますと0.24と、4尾に1尾は放流魚は漁獲サイズまで育つということの計算になります。かなり高いということが、これからわかります。

これはABC、生物学的許容漁獲量です。これはTAC対象種、漁獲可能量制度の魚ではありませんので、計算はしますが適用されません。5年間で資源を大幅に回復させるとすれば、700トンとか600トンぐらいまで漁獲を下げれば5年で回復しますという、そういう試算になります。ただ、生き残りですね、えさの量は毎年変わりますので、生き残り率を無作為にさまざまに変動させて、1,000回試算した場合にどう変化するかということで、700トン程度の獲り方にした場合、5年後には上位10%が●、下位10%が○、この範囲に80%がおさまります。真ん中の少し色を付けた○はちょうど真ん中ということです。今の獲り方をした場合は、資源はほぼ横ばい、よく見ると少しずつ下がるということになります。これも、変動の幅がありますので、現在よりも増える可能性もあるということを示します。ABCは適用されておられません。資源回復計画は来年度までですが、若齢主体から高齢魚までいるようにすること、それから今より小型のもの、つまり、同じ年齢でも小型魚が多くなる、成長が悪くなるほうが回復したという指標になります。成熟も晩熟であるということが目標になります。

ここに書いていますが、若年以上の漁獲圧の引き下げ、これは資源管理の最も基本、どの魚種でも提唱されるものです。

これは漁獲の引き下げと種苗放流の効果をあらわすものです。これは、等資源量図です。5年後の予測資源量をあらわしまして、横軸は漁獲の強さで、左へ行くとは漁獲は0、右は漁獲を強くします。縦軸は種苗の放流数を増やしたり減らしたりします。現状の漁獲は0.97です。1というのは、現状が1ではなくて、漁獲係数という計算上の値が0.97、たまたま1に近いというだけです。現状の漁獲を続けますと、5年後には3,000トン強の資源量になります。それから現状の漁獲の強さのまま放流を2倍にすると、3,700トンで少しふえます。これと同じ3,700トンにしようと思うと、漁獲係数を8%減らすということになります。この等資源量線が縦に立っているということは、種苗放流の効果よりも漁獲の規制の効果が大きいということを示します。この線がもし寝ていれば、放流の効果のほうが大きいということになります。サワラでは立っている、つまり放流を2倍にするよりも、漁獲を少し減らすほうが、効果が大きいということを示しております。

これは、放流魚の混入率と0歳魚の資源尾数をあらわした図です。横軸は0歳魚の資源尾数、縦軸は放流魚の混入率です。香川県さんの秋の試験操業の値が非常によく、いい傾向だったので、これを使わせていただきました。2007年、2008年は放流魚の混入率は3割強、30数%あって、0歳魚の尾数は低めでした。2008年、2009年は、放流魚の混入率は非常に低く、逆に資源量は多かったということで、これは逆相関の関係があります。2010年の放流魚混入率は10%若干切っておるところですので、この求められた線と放

流魚の混入率の線の交わったあたり、平均的にいくと100万尾ぐらい期待できるということです。もちろんそうなったかどうかは、今年の8月までに資源評価をまとめますので、それで結果は出ます。下のグラフは系群全体で見たものです。試験操業は4年間のデータしかありませんが、0歳魚尾数と放流魚の混入率は2002年からあります。これで見ますと、上のグラフほどきれいな関係ではありませんが、やはり右下がりということで、放流魚の混入率が低いほど0歳魚尾数が多いという結果が得られております。試験操業の評価、使い方ということで紹介させていただきました。

以上です。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

ただいまの説明によりますと、平成22年度の秋漁は、漁獲量の多かった昨年をやや下回るものの、近年では2番目の漁獲量であり、年間の漁獲量としては、平成21年度と同程度の漁獲量と見込まれるとのことでございました。

また、今回の説明では、本委員会に計画書等を提出していただいている放流効果調査について、放流魚の混入率とその年生まれの資源尾数との関係を解説していただきました。

ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございませんでしょうか。

(長野委員)

表現の話だと思うんですけども、1ページ目の下のフローチャート、「資源評価の手順」ですが、一番最後のスライド「放流魚混入率の0歳魚資源尾数」の話をお聞きすると、混入率というのが資源量をほぼ決めていくんじゃないかと聞こえました。しかし、1ページ目の表の中では、混入率は一番上には出ているんですけども添加効率の前後にはありません。混入率というのはそこでしか利用されないのか、フローチャート上、これはどうなのかなと思ったんですけども。

(石田資源管理研究室長)

そうですね。全くおっしゃるとおりだと思います。最後スライドの混入率というのは、卓越年級発生を早目に予知する、予察するために用いられておまして、1ページ目の下のほうの図はこの図の最終目標であるABC、生物学的許容漁獲量を出すという目的のための混入率の使い方ということで説明をさせていただいております。ですから、1ページ目の下の図には、卓越年級を予察するという内容を含んでいないために、先生の御指摘のようなことが当然出てくるとは思います。そういったことで、ここでは卓越年級動向というのは書いていないということです。

(前田会長)

よろしいですか。

(長野委員)

はい。

(前田会長)

ほかにございませんか。

(内海管理課長)

今、お聞かせいただいたところで、種苗放流の効果が、ほかの魚種に比べてかなり高いという話がありましたけれども、例えばマダイだとかヒラメだとかに比べて、かなり高いと考えていいのか、一般論で全然結構ですけれども、感想としてですね。それと、もう一つ、一番最後のほうのページに、種苗放流の効果と漁獲係数を操作したときの効果がどうなのかという表がありましたよね。これはサワラ以外のほかの魚種でやられたケース、全部御承知かどうかわかりませんが、そういうものがあるのかどうか。私も栽培を少しやったことがありますけれども、種苗放流の効果というのをこうやって評価できるだけのデータというのは、このサワラでしかないのか、ほかでもこういうことができるのか。もし知見があればお聞かせ願いたいと思いますが。

(石田資源管理研究室長)

はい。まず最初の添加効率ですが、サワラは高めだと思います。マダイなんかよりも少し高い値ではないかと思っております。

それから、二つ目の御質問は、この図というのは、例えばトラフグでも出ておまして、トラフグは東シナ海、日本海、瀬戸内海が一つの系群ですが、こちらはもっと横に斜めになっております。放流の効果は、サワラよりもかなり直接に出るということです。ただ、これは現在の資源の状態でこうなっているということにして、過去、種苗放流が始まった2002年当時、資源がもっと少なかったときは、もっと斜めに寝ていたんじゃないか。計算していませんがそう考えております。ほかの魚種、ヒラメ等についても、資源評価報告書の詳細版の中で、ダイジェストでは出てないんですが、詳細版では出せる魚種については出すように、私どももしております。

(内海管理課長)

はい、わかりました。ありがとうございました。

(前田会長)

よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

(原委員)

9ページ目の上の17枚目のスライドの F_{rec} というのは具体的に数字は幾つになってますか。 $F_{current}$ が0.97ですから、 F_{rec} は。

(石田資源管理研究室長)

F_{rec} の値は0.3です。

(原委員)

Frec は0.3。はい、わかりました。10ページ目の上の図、19枚目の図ですが、先ほどの種苗放流効果の説明で、星印が現状のままということなので、これ Fcurrent のことだと思うんですけど。

(石田資源管理研究室長)

はい、そうです。

(原委員)

放流尾数を2倍にするよりも、Fcurrent を8%下げたほうが効果があるという説明に聞こえたんですけど、Frec が0.3だと、この図ではものすごく左のほうになってしまうので、ちょっと非現実的かなという気もしないではないんですけど、前の9ページ目の上の図に戻って一番右の図を見ますと、Fcurrent、つまり現状維持ですと、資源がどんどん減っていきまよということになるかと思えます。これを Frec にしてさらに0.3に0.8を掛けて0.24に下げると資源はどんどんふえていくよというふうに解釈できます。もしそうだとすると、ABCの管理方策だと漁獲圧だけ下げればいいという話になるかと思えます。9ページ目の下の18枚目の「ABC以外の管理方策」ですと漁獲努力量の削減、種苗放流の継続に加えて漁獲圧を下げたほうが望ましいとありまして、今のお話ですと、種苗放流しなくても漁獲圧だけ下げれば資源はふえますよというふうに聞こえるんですけど、いかがでしょうか。

(石田資源管理研究室長)

そうです。漁獲圧をFの値で10%強下げれば、種苗放流をやめても資源は増えるという計算にはなります。ただ、これは計算上のことでして、先生も御承知のとおり、親魚当たりの加入尾数というのが年々変動しますので、単純にそうとは言い切れない部分はありますが、計算上、点推定をした場合はおっしゃるとおりだと思います。

(前田会長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

それでは引き続きまして、資料1-3によりまして、平成23年度の取組及び本委員会指示の審議に移りたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

(平松資源課長)

では、資料1-3をごらんください。

表紙をめくっていただきましたら、地図がございます。1ページは、「漁獲努力量削減措置(平成23年度)(案)」でございます。こちらの海域別の休漁等の取組期間、それから流し網の目合いの規制等につきまして、漁獲努力量削減措置は今年度平成22年度と同内容の措置を、来年度も実施したいと考えてございます。

それから、めくっていただきまして2ページには、種苗放流等の取組、それから広域漁場整備等の取組ということで、来年度の取組の方向性をまとめさせていただいてございます。

種苗放流につきましては、種苗生産を今年度同様、3機関で生産、それから中間育成につきましては今年度同様、7府県で予定をしております。それぞれの生産尾数等の詳細につきましては、平成23年度予算等との関係もございまして、年度明けの4月以降に詳細が確定されるということになってございます。全体の取組の方向性といたしましては、本年度とほぼ同様の内容の取組を実施予定ということでございます。それから、広域漁場整備・環境保全の取組、こちらは水産庁の補助事業等で実施するものでございますが、こちらについても引き続き実施予定になってございます。

来年度の資源回復計画の取組は以上のような形で、今年度と同様の取組を来年度も継続するという形で取組を続けていただきたいと思いますと思っております。

それから、3ページから5ページにかけましては、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示の案でございますが、休漁等の措置を担保するための指示につきまして、今年度と同様の内容で設定をしていただきたいと思いますと考えてございます。

なお、これらの取組案につきましては、去る2月14日に瀬戸内海の関係漁業者の協議会でございますブロック漁業者協議会において協議を行いまして、来年度がサワラ資源回復計画の最終年度でございますが、来年度も本年度と同様の取組を行うということにつきましては、各漁業者の御了解を得ているところでございます。

来年度の取組案の説明については、以上でございます。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

平成23年度につきましても、今年度と同様の取組を行い、本委員会の指示についても本年度と同様に設定したいとのことでございました。

なお、紀伊水道外域につきましては、2月17日に開催されました和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会におきまして、本委員会の指示が決議されれば、本年度と同様の連合海区委員会指示を行うことが決議されております。また、宇和海につきましても、3月16日に開催予定の愛媛海区漁業調整委員会において、本年度と同様の海区委員会指示を決議する予定でございます。

平成23年度のサワラ計画の取組につきまして、何か御意見等がございませんでしょうか。ございませんか。

それでは、サワラ瀬戸内海系群資源回復計画の平成23年度取組案及びこれに係る本委員会指示案について承認したいと考えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

(前田会長)

ありがとうございました。

それでは、本委員会としてサワラ瀬戸内海系群資源回復計画の平成23年度の取組案及びこれに係る本委員会指示案について承認をいたします。

引き続きまして、サワラの議題の最後ですけれども、資源回復計画終了後の取組について、事務局から御報告をお願いいたします。

(平松資源課長)

それでは、資料1-4、1枚で両面印刷したものをごらんください。

サワラ計画終了後の取組の検討状況について、御報告をさせていただきます。

まず、平成23年度からは資源管理・漁業所得補償対策が導入されるということに伴いまして、資源回復計画につきましては平成23年度末をもって終了となるというところであり、平成24年度以降につきましては、新たな資源管理指針・計画制度のもとで、資源管理の取組が進められるということになっております。

サワラ計画につきましては、ちょうど平成23年度末というのが、今取り組んでおります2期計画の終了の年ということに当たっておりますので、昨年3月のこの委員会です承りいただきまして、サワラ計画が終了した後の取組内容について検討を進めて、来年度中に合意形成が図られるように作業をしているというところでございます。昨年11月の前回の委員会以降、我々瀬戸内事務所が関係の県ですとか、瀬戸内水研、それから関係の漁業者等との会議を行いまして、各種の検討を進めてきたところでございます。

資料1-4の1ページ目の一番最初の○のところには、我々瀬戸内事務所のほうで参加させていただいた会議等の主なものを抜粋で載せさせていただいてございます。このような各種会議を開きながら協議、検討を進めてきたというところでございます。その中で先ほども触れましたが、2月14日に、瀬戸内海ブロックの漁業者協議会が開催されまして、瀬戸内海として関係漁業者の協議を進めることや、当面の検討スケジュール等について、確認が行われたところでございます。

それらの会議の中からいくつか御報告をさせていただきたいと思いますが、1ページの真ん中の○のところには、播磨灘サワラ漁業者協議会の内容ということでまとめさせていただいております。これは1月8日に開催されたものですが、播磨灘の関係県の漁業者のほうから灘単位での協議の要望がございまして、このブロック漁業者協議会の事務局をしております全漁連のほうで協議会の開催を調整された結果、この日に会議が行われました。

その中では、瀬戸内海全体での取組の継続というものについて、その必要性が確認されたということと、当然、府県をまたがるものになりますので、必要な調整作業については、当事務所で行ってほしいというような要請が行われたところでございます。

それから、瀬戸内海全体の検討状況といたしましては、三つ目の○、2月14日のブロック漁業者協議会の概要というところに、簡単に整理をさせていただいておりますが、この2月14日の協議会におきましては、瀬戸内海区水産研究所のほうで今、回復計画で行っております休漁ですとか、網目の規制、これらを解除した場合、今後、資源や漁獲がどうなるかという試算、シミュレーションをさせていただいた結果の報告ですとか、先ほどの播磨灘の協議会の報告などを行いまして、意見交換・協議を進めてきたところでございます。

瀬戸内海区水産研究所の試算、シミュレーション結果につきましては、この資料1-4の裏側にグラフで載せさせていただいてございます。2ページのこの資料の説明をまず簡単にさせていただきたいと思いますが、まず上のほうのグラフでございまして、こちらのグラフは将来予測をするに当たりまして、先ほどの資源状況の報告の中でも御説明がありましたように、稚魚の生き残り率等については将来の話ですので不確定要素があるということで、これらの生き残り率を無作為に、この場合1,000回変化させて計算した結果ということで、

それぞれどれぐらい振れ幅があるかを示していただいたものです。2009年以降、いくつかの線に分かれています。太い黒線に囲まれている範囲、50%の確率でこの範囲におさまるであろうというのが、これぐらいの幅になるということでございます。また、生き残り率が過去のデータから計算される一定の値に基づいて計算した場合は、細い黒線で一本で引かれている、真ん中あたりを通っている線で示される値になります。これと比べますと幅のあるものになってくるということが御理解いただけるかと思っております。このようなことがこういうシミュレーションの性格としてあるということでございます。

それから、2ページの下の方にはグラフが二つございます。先ほどの上のグラフの稚魚の生き残り率につきましては、いろいろ幅をもって計算できるんですけども、下のグラフはそれを一定という仮定のもとで、今度は漁獲規制の内容、休漁ですとか、網目規制、これらについて解除する等の変化させた場合の計算結果を示したものでございます。ここでは、この①から⑤にパターン分けにされておりますが、それぞれの値そのものよりも、ちょうど③の黒い丸がずっと伸びている部分、こちらが現状の取組を継続した場合の線になりますが、この黒線の部分を基準にして他の四つのパターンがそれぞれこの③よりも上にくるのか、下にくるのか、その場合どの程度差が生じるのかというところで、このグラフを見ていただければと考えてございます。

ここでちょっと注意していただきたいのは、現状値で推移した場合のもの、これは先ほどの資源評価と同じものをベースに使っておりますので、同様の傾向として右肩下がりになっているというところでございますが、こちらにつきましても、先ほど上のグラフで御説明したような不確定要素である稚魚の生き残り率というものによって、将来予測が変わってくるということがございますので、必ずしもこのようになるというものではないということは、先ほど、石田室長のほうからも御説明いただいたところでございます。そういう前提で、生き残り率一定として仮定をした場合の比較をするということで、基準となる③と、変化させた場合の資源量及び漁獲量が上か下かというところで見ていただければと思っております。

それらを別々に御説明いたしますと、まず左側が資源量の推移、右側が漁獲量の推移ということでございます。③のちょっと下に④の青い線がございしますが、ここは、下の注で書いてありますように、回復計画の取組として春漁、秋漁を休漁している場合、この休漁を解除したときに、その後の漁獲量及び資源量がどう推移するかというものを示したものでございます。それから、さらに④で休漁解除した上に、今の目合い規制も解除した場合というのが、⑤の赤線というようになってございます。目合い規制を加えると資源量が非常に大きく減少する、④との差が大きいという結果になってございます。裏返して言いますと、目合い規制というのが管理効果が高いということを示す結果ではないかと思っております。①、②につきましては、目合い規制は継続、休漁は解除とし、そのかわり、週に1日ないし2日、新たに休日を設けたらどうなるかというのが、それぞれ①、②の結果となってございます。

このような試算結果につきまして、ブロック漁業者協議会で瀬戸内海区水産研究所のほうから御説明いただいた上で、今後の取組について協議をいたしました。この協議の中では、先ほどの資源評価でもありますが、サゴシの漁獲抑制というのが重要であるということと、サゴシについては経済的な部分を含めて抑制が重要ということ、それから今の計算結果からありますように、現状の目合い規制というのが効果が高いということを考えますと、平成24年度以降の取組の中でも、やはり流し網の目合い規制というのは継続していくことが望

まれると考えている旨を説明いたしまして、これについて、まず各県それぞれで、県内の御検討を進めていただくということを要請しているところでございます。

今後、そのような検討結果を踏まえまして、またブロック協議会等で検討を行いながら、さらに、この目合い規制の継続の取り扱い以外の、その他の規制措置をどうしていくかということについて、行政・研究担当者会議ですとか、関係漁業者協議会で検討しながら、それぞれの会議での意見をお互いに紹介しながら、検討を進めることとなります。また、先ほど播磨灘で取り組んだような海域別の協議会なども、適宜必要に応じて開きながら、年度内に全体の合意が図られるように検討を進めているところでございます。そのような形で、ブロック協議会におきましては、各県で今後、目合い規制の継続について持ち帰って検討いただくことと、今後の検討スケジュール等について確認をさせていただいたところでございます。

その他、会議の場に出た意見につきましては、資料にいくつかを代表的な意見としてまとめて載せさせていただいております。

回復計画終了後の取組の検討状況につきましては、以上のような状況でございます。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

ただいまの報告について御質問と、さらにつけ加えまして、先ほどから説明がございましたように、平成23年度でサワラ資源回復計画も一区切りがつくということで、平成24年度以降のサワラの資源管理の取組について、この機会に委員の皆様方の御意見を伺えればと思っておりますけれども、御意見ございませんでしょうか。どうぞ。

(高橋委員)

今日の会議で、サワラの問題が出てくるのはこれで終わりですか。今日まだこの後、サワラの問題を検討する予定がありますか。

(前田会長)

一応、サワラに関してはこれで終わりです。

(高橋委員)

そうですね。それでは、今の話で、回復計画が終わったら国はどんなことをお考えになっておるのでしょうか。まず、それをちょっとお聞かせいただきたいんですが。

(内海管理課長)

回復計画が終わったら何を考えているかというのは、次に出てくる質問も先読みし過ぎかもしれませんが、多分、高橋委員がおっしゃりたいことは、まさに2ページ目を見ると、私も質問したかったんですが、現状の取組では資源は減っていくじゃないか。そうすると、せっかく回復計画でここまでやってきたものを、このサークルを崩してしまうと資源の回復も元の本阿弥になって、国は何をしていたんだということになるんじゃないのかというお話だと思います。まさにそのとおりでして、基本的には先ほど言いました所得補償の関係で、資源管理の絵姿をがらっと変えないといけなかったんで、あいさつで少し言ったように、資源

管理指針をつくりながら、皆さんで資源管理計画をつくっていただきます。それから、そうなる以上は予算もそちらに全部集約されるので、資源回復計画については1年だけは続けさせてくださいということで、財政当局にも了解を得たんですけれども、平成23年度には終わって平成24年度にはなくなってしまうということになります。

ただ、問題はまさに、今、高橋委員がおっしゃりたいことで、この図を見てそんなことでもいいのかということなんで、それは非常にまずいことだと私も思っています。資源回復計画の今後について、後でまた説明するつもりだったんですが、まさにサワラでやっているこの取組について、このまま少なくとも現状維持でも下がる以上は、このサークルをきっちりキープしながら次の方策というものを目指していかないといけないのかなと思っています。

(高橋委員)

先読みされてしまって、非常に言いにくいんですけども、先ほど水研の方のお話にもありましたように、サワラ資源というのはまだまだ回復途上で、やっと緒についたというような感じでお聞きしたんですけれども、そんな中で各府県で計画を作ってそれでやられて言われても、それは非常に聞こえのいい話のように思います。各県それぞれに漁業者の内容も違いますし、それで、この広域資源をどうやって府県ごとの整合性をとってやっていくのかということになると、非常に難しいと思うんですよ。これはやはり国が旗を振っていただかないと、なかなかできる話じゃないと思うんですよ。もう既に、今までがそういう経過をたどってきておりますからね。そういう意味では、ぜひこの問題について、いうならば下世話な話をしますと、今まで曳航していた船を闇夜にもやいを放すような話ですよ。これじゃ余りにもつれない仕打ちかな。仕打ちってという言葉が悪いですか。そんな感じがまず1点。

それから、もう1点目は、種苗生産の問題ですよ。これもまだまだ、各府県での取組んでいるのが足りない。これは、国もそのようにお考えになっておるんだろうとは思いますが、各自治体の財力からしますと、今から施設をつくってどうのこうのって言ったって、これはとても間に合う話じゃないですよ。ですから、これは、ぜひ種苗生産を続けていただきたい。

ちょっと私、気になるのは、サケ・マスの種苗放流ですね。あの生産はどうなっているんですかね。恐らく、もう百年ぐらいの時間の経過はあるんだろうと思うんですよ。サワラの種苗なんてのはわずか十年未満の話でね。それから考えると、確かにサケ・マスというのは全国区の魚ですよ。サワラは少なくとも全国区じゃない。この内海でも限られたところということはあるんですけども、サケ・マスに国が取り組んで力を入れてきたことからすると、サワラなんていうのは本当に微々たるものだと思うんですよ。こんなアンバランスがあるんじゃ、その地区の関係者としては非常に寂しい気がしてなりません。だから、そういう意味からも、この種苗生産についてもやっていただきたい。

来年度は締めくくりの年度に当たるわけですけども、ここでもし、この場で皆さんの御賛同をいただけるのであれば、この広調委としても何かの形で国にお願いしていくというような、要望書のようなものでも出していったらどうかと。

それからもう一つ、これは周辺の話で恐縮なんですけれども、昨日、全漁調連の理事会がありました。その中で国の調整事務所を今後どうするんだというような話が出ておりました。こんな大事なことを切っていくと、それこそ事務所要らねえよってというような話になっ

ちやう。これはとんでもない話です。我々としては、漁業調整という一番大きな問題も抱えております。これは、県と県とでもめた場合にどうにもならないですよ、県間ではね。国の御指導をいただけないと。そういうこともあって、これは、もうぜひ残してもらわないと困るということを使ったんです。それにあわせて、今までは漁業調整だけでよかったんですけども、最近では資源の問題についても各海区の委員会が絡むようになっております。そんなことも考えますと、この問題なおざりにしたらいかんと思うんですよ。

ですから、もし皆さん、重ねるようになりますけれども、この場で御賛同いただけるのであれば、国に何かの要望のような形で出していったらどうかと、こんなふうに思ったりするんですが。以上でございます。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

高橋委員さんの御意見ごもっともかと思えます。引き続きこの資源管理の取組について、国のほうに強く要望したい、また放流も引き続き拡大してほしいというようなことで、この瀬戸内海広域漁業調整委員会として何らかの意思表示をすべきではないかという御趣旨だったと思えますけれども、この件につきまして委員の皆様方、また何か御意見がございましたら。

課長さんを前に大変失礼なんですけれども、今日の会議の意見をです、言いつ放しっていったらおかしいんですけれども、言いつ放しのような形になったのでは、委員会としての姿勢もありますので、何かの形で国に伝えたい。課長さんがおられるからそれでよかろうかと言われればそれまでなんですけれども、その辺どんなんでしょうかね。

(内海管理課長)

この委員会の事務局は瀬戸内事務所がやっています。それから、この委員会自体が法律で定められたしっかりした基盤のある委員会ですから、そこで出た委員さんのお話を議事録に残して、我々が認知するもよし、瀬戸内事務所で別な紙にまとめていただいて、それでこうですよと提出していただいてもよし、そこの部分は事務局を瀬戸調が務めてますから、そこと相談されれば大丈夫だと思います。

また、先ほども言いましたように、東京でももう既に、日本海・九州西広調委を開いたんですが、高橋委員と同じような意見が出まして、国が資源管理から手を引くのかという話がありました。端的に言いますと、そのときに次長が出ていたんですけれども、次長のほうから、資源管理は水産行政の大きな柱なので、そこから手を緩めることはない、手を抜くことはありませんという話をしておりました。私も同じ意見で、そこはもう決して緩めることはないだろうなと思えます。

それから、事務局の存在意義ですけれども、現場で起きていることについて委員の方々、あるいは漁業者の方々から意見をすくい取って、我々と一緒になって仕事をしていく、そのために事務局の存在というのは、我々水産庁の中では非常に高いものがあると認識しています。ただ、他方、最近ですね、地方分権というのが大きな部分で動いていまして、国の地方支分部局については、それを整備するなり、あるいは都道府県に委譲するなりということで、昨年も随分そういうところと各省庁折衝しました。漁業調整事務所についても折衝しまして、

先ほど高橋委員が言われた調整の問題、それからこういった広域にまたがる資源管理の問題ということで、我々はその必要性をアピールしたんですけれども、なかなか、言えばわかっていたらいいんですけども、マスコミだとかそれから知事だとか、そんなに細かく見てなければ、ややもするとそういうものの必要性に随分疑念を發するような声が出てくると思いますので、そういう部分については変な話ですけれども、必要性を感じればあちらこちらで漁業者の方々、あるいは県の方々が言っていたらいいければ、我々もしっかり地方事務所と一緒に仕事ができるのかなとは思っています。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

これにつきましては、この瀬戸内海広域漁業調整委員会の意思を具体的にどのような形で国に上げていくかにつきましては、瀬戸調の所長さんと御相談をさせていただいて、私に御一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

(高橋委員)

課長さん、ありがたいお話を聞かせていただきまして、ありがとうございました。議長に一任したいと思います。よろしく願います。

(前田会長)

よろしいですか。貴重な御意見ありがとうございました。

これから国にも力を入れていただけるということではございますけれども、県同士の取組の整合性もなかなか難しい問題ではあるかと思しますので、委員会としてはそういう県同士の取組の整合性を保ちつつ、資源管理を今後とも進めることが大切だと思っております。

本委員会といたしましても、引き続きサワラ等の広域回遊資源の管理につきまして、我々委員もその職務を果たせるよう御協力をお願いいたしたいと思っております。よろしく願います。

ほかにございませんでしょうか。

(原委員)

先ほど説明がありました資料1-4の2ページ目の絵を見ますと、私も内海課長と同感で、資源回復の取組が現状維持だと回復ままならず減少していくという印象を受けました。

ただ、今後どうすればいいかという話の中で、この絵を見ますと、漁獲圧をいかに下げるか。下げれば資源は回復するとこれから読み取ることができます。

そうしますと、その前のページで、ブロック漁業者協議会で今後いろんなことをやるということが書いてありまして、サゴシの漁獲抑制云々ということも重要だと書いてはあるんですけど、どうも流し網の目合い規制のほうに目が行きがちで、私はこれは余り効果がないと思っているんですけど、これ前回漁具の選択性も出していないのに、目合いの効果云々ということは論議できないという話だと思います。

従いまして、漁業者協議会で各県越えて論議されるのであれば、漁獲圧をいかに下げるか、先ほど種苗放流の話も出ましたけれど、それに含めて漁獲圧をどうすれば下げることができるのかという、そういう論議をしていただけたらありがたいなと思います。これは要望です。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

ほかにございませんか。

(長野委員)

同じ質問だと思うんですけども、2ページの下の方を見ると、①の場合は、5年ほど我慢すれば推定漁獲量は2,000トン近くまでになって、それ以降もどんどん伸びるという形になっています。ちょっと知りたいのは、この①の推定線の確実性と、①の場合でもすぐ翌年はどんと減るんですけども、数年、その確実性の中でこのように休漁日を増やすというのが、どれぐらい耐えられるものなのか、現実的なものなのかどうかをちょっとお聞きしたい。

非現実的なものであれば、やはり何らかの手を打たなきゃいけないんですけども、漁業者のほうの少しの我慢で5年後確実に増えるという話であれば、世の中の理解もなかなか得られにくいと思うので、その辺の感覚だけでいいんですけども、ちょっとお聞きできればと思うんです。

(石田資源管理研究室長)

まず私のほうから。このもと資料にかかわっております、この2ページ目の上のグラフをごらんください。これは、下の方の左側のグラフの③だけに対応しておりますけれども、漁獲量についても似たような関係であると考えてくださればと思います。

瀬戸調の平松課長の説明にありましたように、これは点推定で、一定の生き残り率であれば一本調子で下がると、ただ、その生き残り率が変動するとすれば、1,000回試算しまして50%の割合で、太い黒い線の中でおさまるということです。80%であればもっと薄い線の中におさまって、このぐらいは振れるであろうということ。このぐらいうるということになります。

(長野委員)

不確かさはわかりました。

(平松資源課長)

二つ目の①、②の休漁日を一日ないし二日新たに設けるところの現実性、困難性のところなんですけれども、ここの計算の前提としては、今の状態をゼロとしてさらに週一日か二日必ず休むということですので、①の二日となると、感覚的には漁業者の方にとっては相当厳しいのではないかと思います。

それから、サワラについてはこのような計算結果になろうかと思いますが、先ほどの調査結果で、いろんな魚種が混獲として出てきますので、当然それらについてもこの漁を休むと

ということになりますので、いっさいその間、水揚げがゼロになるというようなところを、そこから辺詳しく検討してませんが、そういうところの影響というものも、あわせて実際には考えていけないといけないのかと考えてございます。

それから、先ほど原先生のほうから、漁獲規制の検討を目合い規制だけに限らずにやるべきだという御意見をいただきました。我々も目合い規制だけを平成24年度でやりましょうという形で投げかけているのではなくて、その他の取組もいろいろあるかと思いますが、この結果から目合い規制の重要性というのは、皆さんも感じていただけるのではないかとということで、そこをまず一番目のテーマとして取組んでいって、さらにそれ以外のものについてもまた検討していくということで、どういう取組がいいか、逆に提案なども含めて検討いただいて、次回、協議の中で検討していきたいと考えてございます。

以上です。

(前田会長)

よろしいですか。

(長野委員)

はい。

(内海管理課長)

原委員と長野委員からいろいろ質問していただいて、それに絡めて少しお話をしたいんですけども、一つは、今、長野委員からあった、漁獲努力を削減することはどの程度難しいのかというお話で、多分このサワラについては、現状の漁獲努力量でここまでやってきていること自体、ものすごく調整を行って、ようやくここまで来たんだと思います。そこからさらにとというのは、かなりな漁業者の方の御不満も出るだろうし、難しいことかなとは思いません。

それから、もう一つ、さっき種苗放流のことを聞いたんですけども、水研に出してもらった資料1-2の一番最後の10ページの上の図で、漁獲係数を削減するパターンと種苗放流尾数を増やすパターンと二つあると。先ほど聞いた種苗放流の添加効率が非常に高いという話と、それから、この資料の8ページに種苗放流効果とあって、先ほどの10ページの図とこれを照らし合わせると、10ページの図の種苗放流尾数の星印は、恐らく2002年から2009年の平均の16万9,000尾をとっているということですよ。

(石田資源管理研究室長)

そうです。

(内海管理課長)

この8ページの下の方で平均が16万9,000尾となっているところの上の数字をずっと見ていくと、2007年には29万尾放流が成功した年もあるわけですよ。29万尾というのは、この星印から見ると、放流尾数が2倍のところまではきていないけれども、30万尾を若干下回るぐらいです。種苗生産がうまくいってこれだけ振れるとすると、それが技

術によっているのか、それともその種苗生産の施設なのか、ちょっと私もよくわからないんですけど、もし技術だとすると、その技術をもっとブラッシュアップすることで、種苗放流尾数2倍までいかなくてもそれに近い数字は達成可能なのか。そうすると漁獲係数8%減とよく似た数量というのが現状でもそこはできるんじゃないかなと感じました。

何が言いたいかというと、資源回復計画で一番大事なものは、資源回復計画をやりながら、次に資源を管理するために我々は何ができるのかというのをちゃんと認識できることが、私は一番大事だと思ってまして、サワラのケースでは、種苗放流をこういうふうにするとこれだけ増えるでしょうねということが一つ。それから、今ある取組は今後もさらにやらないといけないんでしょうけれども、努力量をこれだけ削減すると、資源はこういうふうに応答するでしょうというのがあるとすると、やっぱりそれらの二つの可能性をもって今後の協議をやっていくべきかなと思います。

実は、日本全国たくさん資源回復計画はあるんですけども、ここまでのものわかっている魚種というのは数えるほどしかなくて、回復計画をやっているも本当に次に何すればいいのかわからないものが随分あります。このサワラの計画というのは資源回復計画の中でも先陣を切ったものでもありますし、やはり今まで瀬戸内海でこういう種苗放流・種苗生産の歴史が非常に深かった。それから、いろんな調整ごとで資源管理をしてきた歴史が長くあるということで、資源回復計画の名前がなくなっても資源管理をしていくその土俵というのは、これを見て思ったんですけども、ほかの海域よりもかなり進んでいるのではないかなと思います。

ただ、あとはそのツールをどのように漁業者の方々の合意にしていって、現状では下がっていく資源を現状維持、もしくは改善できる方向に議論を持っていく、あるいは関係者がその努力をしていくということが非常に大事なかなと思います。こういう資料で「うーん」と思いがちですけども、何をすればいいっていうのをもう少しうまくきれいに書き出して、その中でやっていけることを次のステージでぜひ議論をさせていただければなと思っています。

そういう意味でいろんな材料が、いろんな方々の努力でかなりそろってきたのかなというふうに思っています。以上です。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

ほかにございませんか。どうぞ。

(白井委員)

資源回復計画はもうこれで打ち切りだと。先ほどの方も言っていたように、次何してくれるんだと、今サワラやっているけども、これサワラだけの問題じゃないですよ。どの稚魚を放流してもふえてこないんですよ。カレイにヒラメ、オコゼ、いろいろ大阪でもやっているけども、ふえてこない。なぜふえないんですか。そういう方に向けてもらわんことには、これ稚魚の放流をやめて、もうこれで打ち切りだと、資源管理をなさいと。これ以上資源管理したら、皆、首つらなしょうがないわな。そんなとこへ持ってこんど、もうちょっと放流したらどうなるのかって、環境でもよくしようかっていう、国が手をつけてくれへんかった

ら、こんなふうにもならないと思いますよ。それが、もう一番大事だと思います。何を放流したってね、大阪湾も何もふえてこないんですよ。もうね、何十万匹って放流してますよ、いろんなものを。それでも全然ふえてこない。なぜかって皆、漁師は不思議がっているけども、それでなぜふえないのかっていうたら、僕は環境問題が一番ネックになってくるんかなと思うんですけどね。そういうほうに国のほうはお金出して、環境をよくして、魚が戻ってくるようにしようとかんでくれへんかったら、もう漁師はお手上げですよ。

それは、資源管理は皆やって、いろいろとカタクチでも何でも皆やっているんですけどもね、やっている割には効果がないというのが現状で、ふえてこないんですよ、環境が悪いから。そのほうがやっぱり肝心だと思うんですけどね。

(前田会長)

何かございませんか。

(内海管理課長)

環境のほうもしっかり対応していかないといけないと思っています。

(前田会長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

サワラの今後の取組につきましては、いろいろ難しい問題があろうかと思えますけれども、漁業者のブロック協議会でも、いろんな御意見が漁業者の方から出ておるようですし、また本委員会の意見等も踏まえていただきまして、水産庁には、我々漁業者にとってはまだまだ手助けをしていただかなければできない面もたくさんあろうかと思えますので、今後具体的にどのようなことをするか、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

(白井委員)

見捨てんといてよな。もう、切るっていうことは見捨てられたんと一緒やで。

(前田会長)

よろしいですか。

よろしければ、ここで休憩に入りたいと思いますが、ちょっと時間もきておりますので、3時半から再開したいと思います。

休憩 3時17分

再開 3時30分

(議題2 カタクチイワシ瀬戸内海系群(燧灘)資源回復計画について)

(前田会長)

それでは、皆さんおそろいの方ですので、議事を再開いたしたいと思います。

議題2の「カタクチイワシ瀬戸内海系群資源回復計画について」を議題といたします。

まず、議題の内容及び本委員会への付議の方法について事務局から説明願います。

(山川調整課長)

カタクチイワシ瀬戸内海系群（燧灘）資源回復計画につきましては、まず、平成22年度の資源回復計画の取組状況等につきまして事務局より、また、脂イワシの発生に関する調査結果につきまして、瀬戸内海区水産研究所よりあわせて御報告したいと思っております。

その後、平成23年度の取組の案及びこれに係る本委員会の指示案について御審議いただきたいと考えております。

(前田会長)

それでは、最初に平成22年度の取組状況などにつきまして報告をお願いいたします。

(青木資源保護管理指導官)

瀬戸内海漁業調整事務所の青木です。どうぞよろしく申し上げます。

では、着席して説明させていただきます。

では、お手元の資料2-1をごらんください。

対象漁業種類と許可期間につきましては、1ページ目の1の(1)にあるとおりです。これに対しまして、資源回復措置といたしまして、(2)にあります休漁期間と(3)にあります定期休漁日を設定して取組まれました。

本年度の休漁期間につきましては、1月から3月の伯方島における積算水温が993.5℃となりまして、早期産卵が予想される年の基準値1050℃を下回る結果となりましたので、例年どおり6月9日までの休漁となっております。

また、定期休漁日は、昨年度に引き続きまして、広島県の瀬戸内海機船船びき網漁業、大パッチにおかれましても当初予定していた、従来から取り組んでおります週1回木曜日の休漁に加えまして、自主的に日曜日も休んだことで、どちらも木曜日と日曜日の週2日の休漁という形になっております。ちなみに小パッチのほうは毎週土曜日となっております。

続きまして、操業の実績ですけれども、(4)にありますとおり、瀬戸内海機船船びき網については、広島県が6月18日から11月26日まで、香川県は6月16日から8月25日まで、愛媛県は6月16日から8月25日まで、愛媛県のいわし機船船びき網、小パッチですけれども、こちらのほうは6月16日から9月29日までとなりまして、当初設定しておりました休漁期間の範囲内の操業となっております。

次に、燧灘カタクチイワシの資源状況の説明をいたします。2ページ目をごらんください。2ページ目の(1)のほうに漁獲量の動向を示しております。共販量から推定されます平成22年度の漁獲量は、カタクチイワシとシラスを合わせて1万770トンとなりまして、前年と比べまして55%程度と前年を下回る結果となりました。なお、シラスの前年比ですけれども、116%で171トンの増、カタクチイワシにつきましては、52%で8,905トンの減となっております。

(2)は初期資源尾数の動向です。本計画では、回復計画開始当初の資源尾数水準であります346億尾を維持するという目標としておりますけれども、平成22年度につきましては、それが252億尾と試算されました。これは目標値の73%、前年が297億尾

でしたので、それと比べて85%となります。回復計画が始まった平成17年度以降の6年間の平均値が337億尾となりますので、この337億尾が目標値の97%となりまして、目標である回復計画開始当初の資源水準をほぼ維持していると考えられております。

(3)に初期資源尾数の漁獲率の動向を示しております。グラフのとおり、昨年度はシラスの漁獲が少なかったため、平年よりやや低めの値、80%ほどになっておりましたけれども、平成22年度につきましては、平年並みの86.5%となっております。

続きまして、(4)のほうに資源状況の考察というものを書いております。これは、3県の水産試験研究担当者の資源解析、それと燧灘のカタクチイワシ漁獲量及び瀬戸内海系群のカタクチイワシの資源評価結果から判断いたしまして、資源水準は中位、動向は横ばいとの評価が出ております。

次に、4ページですけれども、こちらのほうに脂イワシの調査結果について記載しております。これにつきましては、瀬戸内海区水産研究所の河野研究員より御報告をお願いいたします。

(河野沿岸資源研究室研究員)

瀬戸内海区水産研究所の河野と申します。よろしくお願いたします。

4ページのところを見ていただきたいんですけども、燧灘では脂イワシの問題がありまして、これは製品にしたときに脂分が多くて質が悪いと価格が低くなってしまいうことで、この原因が何とかわからないかということで、この調査を行っております。

私たちが着目しているのは、えさの量です。カタクチイワシがえさを食べ過ぎて太って、脂分が多くなるのではないかというようなことに注目してまして、その調査を行っております。具体的には、2007年から行っているんですけども、今回お話しするのは、プランクトンを外注している関係もありまして、2010年ではなくて2009年の報告をさせていただきたいと思っております。

調査をしているのは4ページの図1にありますように、この3点のところ、ステーション33、34、37でプランクトンを採取しております。同時に、漁期を通じてカタクチイワシをサンプリングしまして、脂質含有量を調べます。そして両者の関係がどうなっているのかというのを見てみようということです。

まず、カイアシ類の分布量についてなんですけど、これは図2をごらんください。図2の右と左に二つあるんですけども、左のほうはカイアシ類の平均分布量というのを個体数で示しています。個体数ですと1個体当たりのサイズというのがかなり違ったりしますので、右側のほうの図でカーボン、炭素量に換算して、単位としては $\text{mg C}/\text{m}^3$ と表現してあります。横軸は月日が示してあるんですけど、種類ごとに色分けして示してあります。全体としては、4月に多かったカイアシ類の分布量が7月に向けて徐々に減少していきまして、その後、8月の下旬に向かって増加していくという傾向が2009年では見られました。

その下の図3のほうには、そのカイアシ類の種組成というのを、同じく左側は個体数割合で、右側が重量で示しておりますが、右側のほうの図ではパラカラヌスというのが一年を通じて多くて、7月中旬以降になりますとマイクロセトラというのが割合がふえていきます。ほぼ、この2属が優占しているということがわかります。これは、例年の結果とほぼ一緒です。

一番重要なのは、図4のところなんですけれども、青い棒グラフのほうはカイアシ類の平

均分布量を示してまして、同時に調べました脂質含有量を赤い線で示しております。これを見ますと、7月中旬以降、カイアシ類の分布量の増加とともに、脂質含有量が増加していくという傾向が見てとれました。

まだ2007年から2009年の取りまとめはしていないんですが、来年度に向けて2010年の結果も含めて取りまとめて、来年度は全体として何らかの取りまとめの報告ができるようにしたいと思っています。

以上です。

(前田会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明によりますと、本年度の休漁期間及び定期休漁につきましては着実に実施されており、漁獲量は前年の55%程度となったものの、資源水準としては目標をほぼ達成しているとのことでした。また、燧灘のカタクチイワシの資源水準は中位、動向は横ばいであり、引き続き関連調査を進めていきたいとのことでした。

ただいまの報告につきまして、何か御質問ございませんでしょうか。

それでは、御質問もないようですので、次に移らせていただきます。

資料2-2で、平成23年度の本計画の取組及び本委員会指示についての審議に入りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

(青木資源保護管理指導官)

引き続き、私のほうから説明させていただきます。平成23年度の取組ということで、資料の2-2をごらんください。

平成23年度の資源回復計画の取組といたしましては、1の(2)と(3)にあります、漁期始めと秋期の休漁期間の設定と定期休漁日の設定を、平成22年度と同様に継続することを考えております。

なお、休漁期間の欄にありますただし書きですけれども、これは今年度より導入いたしましたモニタリングによる大羽漁開始日の前倒しを考慮して、このような記載をしております。

また、先ほどの報告にもありました脂イワシに関する調査等についても、引き続き実施していくこととしております。

2ページ目でありますけれども、漁期始めと秋期の休漁期間を担保する措置であります瀬戸内海広域漁業調整委員会指示の案文を示しておりますが、平成22年度と同様の内容で設定したいと考えております。

3ページ目のほうには、委員会指示の対象海域、それと4ページ目には、先ほど言ったモニタリングによる大羽漁開始日の前倒しの手続を示したポンチ絵を示しておりますので、御確認をお願いいたします。

なお、この平成23年度の取組(案)、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示(案)につきましては、先月の2月7日に開催いたしましたカタクチイワシのブロック漁業者協議会におきまして、漁業者の皆様からの了承を得られたところでございます。

また、資源回復計画制度が終了することから、当初予定しておりました平成25年度を待たずに、来年度で本計画が終了してしまうことにつきましても、2月7日の協議会で説明い

たしまして、理解されていることを御報告いたします。

以上が、平成23年度を取組案でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

平成23年度につきましても、本年度と同様の取組を行い、本委員会の指示についても本年度と同様に設定したいとのことでございます。

本計画の平成23年度取組及びこれに係る本委員会指示について御審議していただきたいと思っておりますけれども、御質問等ございませんでしょうか。

ないようですので、カタクチイワシ瀬戸内海系群（燧灘）資源回復計画の平成23年度を取組（案）及びこれに係る本委員会指示（案）について、承認したいと考えますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

(前田会長)

ありがとうございました。

それでは、本委員会といたしまして、カタクチイワシ瀬戸内海系群資源回復計画の平成23年度を取組及びこれに係る本委員会指示について、承認をいたします。

(議題3 トラフグ資源管理の検討状況について)

(前田会長)

引き続きまして、議題3の「トラフグ資源管理の検討状況について」に入ります。

まず、議題の内容について事務局から説明をお願いいたします。

(山川調整課長)

本議題では、昨年3月に開催いたしました第19回の本委員会以降のトラフグの資源管理に関する検討状況について御報告したいと思っております。

(前田会長)

それでは、事務局から報告をお願いします。

(青木資源保護管理指導官)

引き続き、私のほうから御報告をさせていただきます。

瀬戸内海のトラフグ資源管理に係ります取組の検討状況について、資料3のほうに、昨年3月の第19回委員会以降のトラフグ資源管理に関する主な取組についてまとめております。

まず、瀬戸内海関係県との会議等といたしまして、12月3日の和歌山県から翌年1月5日の香川県までの9県と、トラフグ資源についての意見交換をしたところです。また、昨年9月と今年1月に開催されました11府県の行政・研究担当者会議にて、資源管理に関する

取組についての協議をしたところでございます。それから、九州・山口北西海域関係機関との会議等といたしまして、九州・山口北西海域のトラフグ資源回復計画に係る行政・研究担当者会議への出席及び瀬戸内海区水産研究所との打ち合わせを行っております。

冒頭にありました瀬戸内海関係県との意見交換でございますが、前回の広調委でも瀬戸内海区水産研究所のほうから報告がありましたとおり、トラフグは低水準かつ減少傾向という非常に危機的と言える資源状況にあり、さらには、0歳魚や1歳魚といった未成魚の漁獲が大半を占めており、成長乱獲にあるという現状にあります。これにつきまして、瀬戸内海の東西にかかわらず、瀬戸内海全域において最近のトラフグの漁業の状況を聞きました。

その結果なんですけれども、ほとんどの海域で、最近は非常に漁獲というものが見られず、小型魚の混獲につきましても非常に少なくなっているという話を聞いております。また、漁業者につきましても、一部の地域に少々いるというような状況になっているようで、漁業の規制によって資源管理をしていくというやり方は、トラフグに関しては難しいのではないかとと思われる状況でした。

トラフグにつきましては、種苗放流、特に適地での健全な種苗の放流が、資源の底上げに寄与しているということが示されておりますので、今現在、種苗放流をやっております山口県、愛媛県、福岡県、大分県による種苗放流の継続というものは有効であろうと示唆されております。また、岡山県、広島県においては、放流場所との関係がありますので、放流魚の調査などへの協力等を求めていきたいと考えております。

さらに、現在、各地で取り組んでおります小型魚の再放流等の管理措置の徹底というものを今後も求めていきたいと考えております。

なお、この瀬戸内海におけるトラフグ資源管理につきましては、瀬戸内海のトラフグは東シナ海、日本海と同一系群とされるところから、既に資源回復計画に取り組んでおります九州・山口北西海域での取組を意識しながらも、瀬戸内海における資源管理の取組を構築すべく、まずは西部海域の関係県での取組について、今まで検討を進めてきたところでありますが、このたび、この資源回復計画制度そのものが平成23年度末をもって終了するという事となったことから、新たな資源管理指針、計画制度のもとでの取組を今後は検討することとなっている状況であります。

この新たな資源管理制度につきましては、この後の議題4にて水産庁より詳しく説明があると思っておりますけれども、いずれにいたしましても、瀬戸内海での複数県が協調した資源管理の取組を構築できるよう、関係者との意見交換を今後も進めていきたいと考えております。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

ただいまの報告につきまして御質問等ございませんでしょうか。

(議題4 資源管理に関する連絡・報告事項について)

(前田会長)

それでは、ないようですので、議題4の「資源管理に関する連絡・報告事項について」に入ります。

まず、議題の内容について事務局から説明願います。

(山川調整課長)

資源管理に関する連絡・報告事項につきましては、まず平成23年度から導入されます資源管理指針・資源管理計画制度に関しまして、国作成の資源管理指針の概要及び広域資源の管理に関する考え方につきまして、水産庁内海管理課長より、また、平成23年度予算につきまして米田課長補佐より、あわせて御報告をいただきたいと思っております。

(前田会長)

それでは、内海課長さん、よろしく願いいたします。

(内海管理課長)

はい。それでは、私のほうから、資源管理に関する連絡・報告事項ということで、資源管理指針について御説明をしたいと思います。

資料の4-1、4-2、4-3というのがあります。先ほど来、ちょっとお話が出ておりますけれども、来年度から新しく資源管理・所得補償対策ということで資源管理の絵面をガラッと変えました。

資源管理の枠組みを大きく広げて、国と県で資源管理指針というものをつくって、それに基づいて各漁業者の方に資源管理計画をつくっていただくという仕組みにしまして、現在、国においても県においても資源管理指針を作成し、国においては既に作成しまして、先日、水産政策審議会資源管理分科会のほうで内容をお話をしまして、おおむね了解をいただいたところであります。

国の資源管理指針本体は、この資料の4-3なのですが、中に盛り込まれておりますのは国が管理すべき重要魚種、それから、国が許可等を行っております漁業種類について、それぞれの資源管理の方針がこの中に載っております。先ほども質問等ありましたけれども、国が管理する漁業種類について資源管理指針をつくる。それから県は、県が管理する知事許可漁業の漁業種類、それから専ら知事許可漁業で漁獲されるであろう魚種について、各都道府県で同じく資源管理指針をつくっていただくということにしております。

何でそういう形にしたのか。今までは魚種別に、広域の魚種であれば国が面倒を見る、地域の魚種であれば都道府県が面倒を見るというものであったのを、今度は許可体系に基づいて、国が許可しているものは国がつくり、県が許可しているものは県がつくるという、そういうしつらえになぜしたんですかというお話を受けるんですが、これは所得補償政策対策と密接に関係しております。

所得補償をしようとする、最終的には個々人の漁獲金額というものがどう動くか、それぞれの個人の方の動きというものをフォローしなければならない。当然、所得補償ですから、現在の共済の仕組みと、それから最近でき上がってました積立ぶらすというものを使いながら、それぞれの個々人の収入を補ってんしていくところに資源管理がくっついていきました。そうするとどういうことになるかという、今までは広域の魚を見ていればよかったんで、それに対して参加していただいている漁業者、個人の名前を別にしても、都道府県に聞きながら魚だけ着目していれば、それで資源回復計画がつくれたんですが、今度のものは、

その方々が本当にその資源管理をしているのかどうかということで、その方々の動きも見ていかないといけない。それから、その方々が資源管理をしっかりしていれば、その方に対して所得補償が落ちていくという形にしないといけないということになると、基本的には許可の制度の中に乗っかっていかないと、個人個人の動きがなかなか捕捉できないんじゃないか。

特に資源管理計画をつくった後は資源管理をしっかりしていただく。それを、例えば休漁ですとか、漁具の改良ですとか、そういったものをしていただいたときには履行確認をさせていただきます。当然、やった方々も休漁をやれば休漁について、いつからいつまでこういう形で休漁しましたということで、例えば写真を撮っていただいたりして、それをくっつけて申請していただくんですが、そういう方々が本当に資源管理をやったかどうかということまでしっかり見なければなりません。

そうすると、やはり許可制度のもとで、県が許可しているだれだれはしっかり資源管理をしているか、国が許可しているだれだれはしっかり資源管理をしているかということで、今まで魚種別だったものを今度は軸を変えて、許可制度のもとで整理をし直さねばならんだろうということで、先ほど言いました、国が許可している漁業種類については国が資源管理指針をつくり、県が許可しているものについては県が指針をつくるという制度に組みかえたものです。

今度、許可制度に基づいて、魚種着目から個人に組みかえをしましたので、先ほど来出ている魚で広域にまたがるものの調整はどうするのかという問題が出てきます。それはまた、資料の4-4でお話をしたいと思えますけれども、基本的にはその部分についても我々はしっかり対応していきたいと考えているということでもあります。

瀬戸内で国がつくる資源管理指針を説明するというのは余り益のないことで、といたしますのは、この中に載っているのは、ほとんどが国が許可するような大規模な漁業種類とそれらで漁獲するような水産動植物がメインになっています。例えば大中まきですとか、沖底ですとか、この海域とは少し毛色の違うものがあるので、余り長々懇切丁寧に説明しても時間の浪費になると思いますので、資源管理指針とはこんなものをイメージしてこうつくっていますということで、お話を聞いていただければと思います。

資料の4-3を見ていただきますと、最初の部分で第1として、我が国の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方をまとめています。

1として漁業の概観としまして、ここのグラフにあるようなこういう形で漁獲量も推移してきたと、それから資源評価をしても、中には低位にあるものがあるということなんで、やはり適切な資源管理措置を講じることによって対応していくべきだということを書いてあります。

次に、2として、1ページの下の方ですが、排他的経済水域等における海洋生物資源の資源管理の現状と方向性ということで、ここでは排他的経済水域、領海及び内水における海洋生物資源の管理について書かれています。基本的には漁業許可制度を基本として、TAC、TAE、資源回復計画等を通じて保存を図ってきましたということではありますが、資源回復計画でいろいろ議論があるように、未成魚の保護ですとか、産卵・親魚の保護、漁獲圧の調整、そういったものを実施していく必要があるということで、引き続き管理が必要だということが書かれています。

それから、国の各指針については、3のところですけども、高度回遊性魚種、カツオ・

マグロを中心にした公海等における海洋生物資源の資源管理の現状と方向性というものも書いてあります。基本的には公海の資源は各国が管理しますが、国連海洋法条約等に基づいて、地域漁業管理機関があるものについてはそこで管理を行っているということで、しっかりそういうところで議論されたものを国としても管理をしていくんだという形で書かれています。

4として、本指針の対象とする海洋生物資源、漁業種類及び資源管理措置とありますが、ここには、国ですから、先ほど言いましたように、相当の漁獲量がある主要な海洋生物資源ですとか、公海上の海洋生物資源、こういったものについて管理目標を示して、それについて管理措置を示していくんだということが書いてあります。基本的には、この指針については毎年少なくとも一回見直すということを考えております。

それから、指針に基づいて資源管理計画をつくっていただくんですが、資源管理については、いろんな管理措置を行っております。資源管理計画については自主的に行っているような資源管理を中心に書いていただくということになりますが、今までの資源管理の制度の中では、自主的なものをどんどん公的なものにしてきたという歴史もあるので、既に公的なものにして、自主的な措置がないので資源管理計画がつくれませんというようなことにならないように、このところの最後のほうに、平成14年以降、公的措置に移行したものについては自主的措置とみなすということで、資源管理計画というものがこの指針でもってつくれるように措置をしているところであります。

次に、第2として、海洋生物資源ごとの動向及び資源管理の方向ということで、魚種別に書くとともに、後ろのほうでは漁業種類別に書いております。例えば魚種別にどういうことを書くかということ、最初にありますようにサンマですと、最初に資源及び漁獲の状況というのを書きまして、1ページめくっていただきますと、資源管理の目標というのがあります。サンマについては、現状の漁獲圧は資源に対してかなり低いと言えるということですが、適切な資源管理を通じて、今後も現状の資源状況を維持するように努めるということで、割とサンマについては資源が豊潤だということで、そういった状況を維持していこうということでもあります。

その次の、第3ということで資源管理措置はどういうことをするかということですが、サンマは幸いなことに、大層が棒受網漁業、北太平洋さんま漁業というもので獲られているので、その漁業が何をやるかということがここに書いてあります。基本的には休漁を行うほか、上記の措置のほか、来遊状況に応じて行う期間別漁獲量の上限の設定ですとか、期間別操業回数の制限措置についても引き続き取り組んで、資源の維持を図っていくというようなことが書かれています。

次はスケトウダラですが、これはそれぞれ説明していると時間がかかりますので、5ページの後ろからマアジがあったり、めくっていただきますと6ページには、途中からマイワシというのがあって、次の7ページにはサバ類、9ページにいてスルメイカ、それから10ページにいくとズワイガニ、基本的にはやはりTAC魚種が非常に重要種でもあるということで、そういう魚種が出てきています。それで12ページにいくとベニズワイガニというのの一部入れております。

それから、13ページにクロマグロ、特に太平洋クロマグロということで、これについては非常に昨今いろんなところで会議を行っております。来週月曜日にも全国会議を開くんで

すが、日本が漁獲量の7割強を獲っているこのクロマグロについても、国際的な世界ではしっかりした管理が必要だということが言われておりますので、クロマグロについても対象として載っております。14ページにいくとメバチですとか、それから16ページにいくとキハダ、17ページでカツオ、18ページでメカジキということで、この辺は国際的な管理を行っている国際的な回遊性魚種の中に入れております。

次に20ページを開いていただきますと、今度は漁業種類別の資源管理ということで、大中型まき網漁業が載っております。先ほどずっと言っておりました魚種については、実際にどういう措置をするかということ考えたときに、かなり混獲で獲られる、ほかの魚種と重複して獲られる魚が多くて具体的な資源管理措置を書くのが難しいので、こういう漁業種類別の資源管理措置の中で具体的な資源管理措置を書いております。例えばこの大中型まき網漁業ですと、ずっときて21ページになりますけれども、全海域では休漁を行うほか、北部太平洋ですと今現在やっておりますマサバの太平洋系群資源回復計画に引き続き取り組む。日本海九州西ですと、新たに設けました九州西海域及び日本海における太平洋クロマグロの未成年の漁獲量上限の設定をやる。それから、クロマグロ成魚の漁獲量上限の設定、それから、その下にありますが、日本海西部・九州西でやっているマアジ・マサバ資源回復計画についても取り組んでいただくというようなことで書かれてあります。

次の21ページから沖合底びき網漁業となっていますが、これは1ページめくっていただきますと、各地区各地区で資源管理措置としてやるべきことをずっと書いてあります。基本的には業界と議論をしながら、こういうことをやっていくということで、それを整理していったものであります。

こういう形で、それぞれ漁業の状況、漁獲の状況、それから、その資源管理措置は何をするのかということを書き書いていて、この基本的な指針に基づいて、それぞれ関係漁業者に資源管理計画をつくってもらおうということになります。

現在、資源管理計画はそれぞれの団体で作成途中でありまして、基本的にはこの4月からスタートするというので、それに間に合わせるように拍車をかけてやっているというところでもあります。

それから、この指針の一番最後のページ、33ページをお開きいただきたいんですが、資源管理措置の履行確認手段というのが載っております。

先ほど言いましたように、収入安定対策を講じる際に、資源管理措置をやっていただき、その履行がその対策の大きな要件になっているということですが、実際には資源管理をその人たちがしていただいたのかどうか、最終的に収入安定対策で、お金が国からいくようになりますと、当然会計検査だとかそういうところで、その要件たる資源管理はしっかりできているんですかということが問われます。そのときに、それらが行われたかどうかということ、ちゃんと確認する手段をとっておかないといけないだろうということで、こういうものでもってそれをしっかり確認してくださいということがここにいくつか載っております。

例えば休漁ですと、漁獲成績報告書の写しですとか、あるいはVMSの記録でもいいですし、漁船の写真、そういったもので確かにその船が休漁したんだということが立証できるようにしてほしい。漁具の制限なんかでも漁具の写真を撮ったり、こういうものでもって、ちゃんと措置ができたということ立証していただきたいということで、こういう資料を出しております。中には非常に難しいものもありますけれども、それは個別に計画をつくる段階

で御相談に応じながら、こういう履行確認の手段がこういうものなんだということを、その指針の中に盛り込んであります。

以上が指針の大体概要で、あと、資料の4-1とか4-2については、4-1はここに書かれている資源管理の目標を魚種別にまとめたもの、4-2は、漁業種類別に資源管理の措置をどういうふうにとるんですよというものを横長でまとめた紙であります。

これは、先ほど言いましたように国のほうでつくったもので、国が許可している漁業種類に応じたものだということです。瀬戸内の関係漁業はほぼ都道府県が許可している漁業ということになりますので、具体的には今後出てくる都道府県の資源管理指針にどういう形で書かれているか、さらに、漁業者の方々が資源管理計画をどうつくるかということに行き着くんですが、先ほど言いましたように、次に大事なのは、都道府県がつくったものに応じて各県の漁業者がそれぞれつくるけれども、その部分の横のバインドはどうなるのか。それから、縦の関係はどうなるのかということであります。

次に、資料4-4という1枚紙を出していただきたいんですが、ここに今後の資源管理の体制をどうするかということで簡単にまとめてあります。中段ぐらいまでのところは、今お話したような資源管理指針はどういう形でつくりますよということを書いてあるんですけども、中段以降のところは、「平成23年度中に広域資源管理に関する協議調整する場を設置して以下を検討」と書いてあります。

うちの管理課の中でも随分議論をしております、これまでの資源回復計画の取組を平成24年度以降もしっかり継続していけるように、何らかの協議調整の場をつくって対応しなければならんということで、それについては平成23年度中に御相談をさせていただきたい。各漁調とも議論しながら、提案できるようなものをつくっていきたいと考えております。

また、下にありますように、「広域漁業調整委員会における協議調整」ということで、当然、この委員会は漁業法の中にきちんと記載されておりますし、こういった広域の資源管理をしていくときに、それぞれの委員の方々に御議論いただいて、特に資源をしっかり管理していくときの漁業の調整といった問題をこの場でやはり議論していただく必要があると考えてます。

そういう意味では、いくつ資源管理計画が出てくるかわからない、まだどれぐらいの魚種がそこで出てくるかわからないということで、当瀬戸内海広調委でも、現在ハンドリングしているのは今日の議題であるサワラとカタクチイワシとトラフグですけれども、ほかにどういうものが出てくるのかまだわからない状況で、すべてがすべて、広域漁業調整委員会にのせるかどうかというのは、その数と広がりというのも見ながら、これ以上の広がりがあれば、あるいはウェットとしてこれだけのものがあればというものを、ここにのせて議論していただくんだろうなと思います。余りにたくさんのをここにのせて議論しても、そこはうまくはいかないでしょうし、そういう意味で協議の方法、持ち方については、平成23年度中に検討していきたいと考えております。

平成23年度の委員会もまた、今までと同じように10月から11月ごろにかけて開かせていただきたい。それからまた、翌年の3月にも開かせていただきたいと思っておりますけれども、ここにありますように、10月には広域資源管理の検討の進捗状況を説明し、今言ったようなことの進捗状況を説明しながら、平成24年3月には、資源回復計画を総括、評価して、これを平成24年度以降どういう形で持っていくかというものを、この委員会にかけて

了解を得て、つつがなく継続をさせていきたいと考えております。

今言いましたように、資源管理そのものの枠組みが広がるということで、どういうものを資源管理していくんだ、資源管理しているんだということで、漁業者の方々から出てくるかわかりませんので、それについてなるたけしっかりした議論、それから、科学に裏打ちされた議論ができるように、体制を組んでいきたいと思いますが、先ほども高橋委員からもお話がありました、国のほうとしては、決して資源管理から手を引くつもりはありませんので、今にもまして頑張っていくつもりですので、今後とも協力のほどをお願いしたいと考えます。これにまつわる予算関係については、米田補佐のほうから説明してもらいます。

(米田管理課課長補佐)

水産庁管理課の米田でございます。座って説明させていただきます。

先ほど、課長の内海のほうから御説明申し上げましたが、今回の資源管理・漁業所得補償対策ということで、資料の4-5に基づきまして、簡単ではございますが、予算の中身につきまして御説明させていただきたいと思っております。

資源管理・漁業所得補償対策ということで、今回、総額518億円の予算を平成23年度予算に計上させていただいております。新聞報道等で皆様御承知とは存じますけれども、年度内にこれらの予算は成立することが予定されております。

中身といたしましては、1枚おめくりいただきまして、対策の概要というところで3ページでございますけれども、中身でございますが、昨年の11月2日にこちらの瀬戸内海広調委のほうで御説明させていただきました内容から、中身の仕組みについては変更はございません。大きく申しまして、資源管理の収入安定対策という柱が一本、それから、コスト対策ということで燃油、それから養殖用のえさですね、セーフティーネットの予算が一本、これらを立ち上げまして518億円の所得補償対策となります。

資源管理のほうにつきましては、先ほど内海から説明がありましてとおり、国なり県のほうで指針をつくっていただく。その指針に基づきまして、漁業者さんで、皆様に計画をつくっていただく。その計画の中身は、皆様が今現在自主的に取り組んでおられる措置に、できるだけこちらとしても光を当てたいと思っております。その中身が横がバラバラにならないように、国との協議というプロセスを予算の通達の中で、一つ手続を入れさせていただいて、こちらのほうで調整させていただいております。なお、事前調整は今のところ、全40県、瀬戸内各県も含めまして、私どもとの内々の調整は済んでおるところでございます。

1枚前に戻りまして、その細かい予算の中身につきまして、1から5に掲げさせていただいておりでございます。1の資源管理に取り組む漁業者に対する補助、これが今回の新しい掛金補助の上乗せ、それから積立ぶらすの分、これを足して400億。それから、5になりますけれども、これがもう一本の柱のセーフティーネットの分。そしてほかは、今までの法定補助の共済の部分でありますとか、残りの細かい部分は事務費の部分でございます。

事務費に関しましても、今まで漁業者協議会でございまして、資源回復計画に必要な事務費というものを今まで措置させていただいていたところでございますけれども、それにつきましても、この新しい事務費の中ですべて横滑りしてパッケージで手当てをするような仕組みとして計上させていただいております。

4ページ以降が細かい予算の中身の内容になります。4ページの資源管理体制推進事業、

これが先ほど申しました漁業者協議会もろもろの事務費でございます。5ページの資源管理指針等推進事業費も同じく事務費でございます。6ページ、省エネ対応・資源回復等推進支援事業の名称変更ということで、長い名前の事業がございますけれども、今までの資源回復計画に基づきます休漁支援でありますとか、減船でありますとか、漁具改良でありますとか、そういったものの支援事業の名前を変更したものでございます。

資源回復計画が平成23年度で終わるということでございまして、平成23年度についての休漁支援なり、漁具改良はどうなるかという御質問がよく寄せられるわけでございますけれども、そこに関しましては、現行の取組については引き続き措置されるということで、平成23年度は進めさせていただきたいと思っております。

なお、新しい減船の仕組みにつきましては、イメージ図が8ページでございます、8ページに仕組みということで記載させていただいておりますけれども、注目すべき点といたしましては、減船事業の中で今まで一定以上、10%以上の者がまとまって減船に取り組む場合の残存者負担、それから都道府県の負担につきまして、義務的に要件としてつけさせていただいていたところがございますけれども、これについて任意とするというふうに、少し仕組みを変更させていただいております。

若干説明が駆け足になってしまいましたけれども、以上で予算の説明を終わらせていただきたいと思っております。

(前田会長)

どうもありがとうございました。

ただいま一括して説明をいただきましたけれども、内容も多くございますので、内容ごとに分けて御質問をいただこうかと思っております。

まず初めに、資料4-1から4-3の資源管理指針について御質問ございませんでしょうか。

(原委員)

資料4-2の管理指針の概要の中でいろいろな言葉が出てきます。例えば当該海域だとか、当該地区、それと保護区の設定だとか、操業禁止区域。これらの言葉の違いというのはきちっと水産庁の法律用語であるのでしょうか。

(内海管理課長)

例えば、資料4-2の当該地区ということになると、一番左側の沖合底びき網漁業での北海道太平洋というのをそのまま指しただけで、法律上の文章じゃないので、どこでくるかきっちりした定義までしていないので、おかしいところがあれば聞いていただければと思うんですけども。

(原委員)

おかしいというよりは、気になったのは、資源管理では保護区、操業禁止区域、この違いは、例えば保護区だと永久に開放しないよ、操業禁止区域だと資源の状況等によって臨機応変にやっていくよという、資源学からいうとそんなイメージがわくんですけど、そういうこ

とも含めて書かれたのかなというのがちょっと気になっただけです。

(内海管理課長)

保護区は多分、資源回復計画でこういうふう言いあらわしてたので、そのままだったのだと思います。沖合底びき網漁業は青森県だとか、山陰の各県にずっと保護区の記載があって、サメガレイだとか、キチジだとかについて保護区の設定とありますけれども、これは北太平洋の底びき網漁業を対象にした資源回復計画でそういうものを設置しているんで、それをそのまま持ってきたということで、多分、操業禁止地域との関係はそれほど意識せずに書いたのかもしれない。

(原委員)

多分、回復計画が終わって、今度新しい管理指針でやっていくとなりますと、多分その辺の交通整理が出てくるのかなと、ちょっと気になりました。以上です。

(前田会長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

(長野委員)

これは、許可漁業を対象にしているんですが、漁業権漁業、定置だとか共同漁業権あたりはどうなるのかなということが一点。それから、法律の改正というのはどれぐらい広範になるのか、主にどういう法律を変えるのかなという点。それから、履行確認をするというところなんですけど、これは計画と履行確認というのは公開されるんですか。

(米田管理課課長補佐)

順不同になりますけれども、漁業権漁業に関しましては、国のほうではあまり想定されないわけでありまして、県庁さんなり府庁さんなりが免許する漁業権の管理をするということになりますと、県庁さんがお作りになります県指針のほうに、実際、アワビ、サザエ等の採貝藻でありますとか、定置に関しましてもこの期間は網上げをしますとか、そういった措置を伴った指針を書き添えていただいております。

それから、法律のことでございますけれども、今のところ予算措置の中でやることを考えておりまして、法律を今すぐに変えるということは考えておりません。

それから、三つ目の計画とその履行確認の手続でございますけれども、計画の中で、何を履行確認措置として出さなければならないのかということに関しましては、指針の中に書きまして、だれが見ても迷いがないようにしてフルオープンにいたします。ただ、その審査の過程は、かなり個人情報を含む部分もございますので、その取り扱い是非公開とすることを、今のところは考えております。

(長野委員)

漁業権漁業というのは、余りこの対象にならないんですけれども、資源は沿岸と沖合いを回遊して許可漁業の区域とを行き来するということと、それから、瀬戸内海の隣の県とこち

らの県の指針の内容が違ってる場合、その辺がどういう取り扱いになるか、ちょっと教えてもらいたい。

(米田管理課課長補佐)

県庁さんのおつくりになる県指針と国の指針が同じ魚種を対象としている場合というのは当然でございます。その場合は、こちらの指針と県庁さんの指針とがバランスがとれるように、バラバラにならないようにということは、こちらからも調整させていただきます。典型例がイワシですとかアジ、サバで、例えば県庁さんの定置の部分とこちらの大中まきの部分で調整するといったものでございます。

(前田会長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

それでは、先ほど説明していただきました資料4-4の広域資源管理に関する検討について、この件につきまして御質問ございませんか。

それでは、新たな資源管理指針・計画に基づく資源管理制度においても、資源回復計画で扱ってきたような魚種については、必要に応じて府県を越えた資源管理体制を構築することが不可欠であろうかと思っております。これまで、広域回遊資源の管理についての協議・調整を担ってきた本委員会が十分その役割を果たすことができますよう、新たな制度に移行した際の体制について、これからの検討をよろしくお願いをいたしたいと思っております。

それでは最後になりますが、4-5の平成23年度予算についての部分で御質問ございませんか。

(議題5 その他)

(前田会長)

ないようですので、最後の議題の「その他」に入ります。

本日の委員会で取り上げるべき事項は、委員の皆様方のほうで何かございませんでしょうか。

(桜間委員)

サワラの資源回復のところで少しお話が出たんですけども、資源回復計画というのを引き続きやっていかないといけない、広域的な協議の場が必要であるというようなことを皆さんおっしゃって、国の取組はなお一層やっていただきたいという要望が出ております。

それで、漁業調整事務所について、出先機関改革の俎上に上がっているということで、私もちょっと事情がよくわからないところがあるんですけども、出先機関改革を強く要望したのは知事会なんですけど、出先機関改革では地方整備局とかの問題が大体クローズアップされていたので、漁業調整事務所の議論はどうだったのか。知事会とか各府県は、漁業調整事務所の役割について、どう考えているのかなというのが、やや事情がわからないので知りたいと。

今、各県は広域連合をつくる動きも出てますけれども、広域的な課題についても府県の枠

を越えてやっていこう、地方でできることはできるだけ地方でやろうというのは分権改革の趣旨かと思うんですけども、そういう文脈の中で、漁業調整事務所についてはどんなふうに自治体のほうが考えているのかは、そちらに伺うのも変ですけども、ちょっと説明いただければと思います。

(内海管理課長)

地方分権の話の中では、例外措置はもうほとんどなくて、農政局もそうですし、それから国交省の出先も同じです。そういう枠内で漁調についても同じように、例外措置なしに俎上にのせると。

我々もそれに臨むに当たって、向こうもそうだったんですけども、国がやるべきこと、地方がやるべきことと、いくつか種分けをして、非常に広域にまたがる資源について、それから、漁業調整も調整のメインになれる方が都道府県におられて、その行司役として国が入っていかねばならないんですが、それは県がおやりになるというようなことをおっしゃるので、そこは無理じゃないんですかという形で話をしました。

それほど、知事会のほうから漁業調整事務所がこうだということでの細かい指摘はなくて、基本的には全ての国の出先機関は、基本的なところは都道府県で十分賄える。要はそういう都道府県の機関と国の機関がダブルである必要はないというような話だったですね。

我々もヒアリングを受けて、持ち時間の中で御説明はしたんですけども、それについてどの程度まで向こうの了解があったのか、今のところはその動きが少し停滞しているようなので、我々としてもこちらの説明が功を奏してもっともだと回答が返ってくるのか、いや、それでももうつぶしたほうがいいんだというふうに言っているのかは、まだわからないような状況です。

(前田会長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

ないようですので、本日の委員会はこれで閉会したいと思います。

委員の皆様、また、御臨席の皆様から貴重な御意見をたくさんいただきまして、また、議事進行に御協力をいただきましたことを、お礼を申し上げます。

なお、議事録署名委員の糠委員さんと桜間委員さんにおかれましては、後日、事務局より本日の議事録が送付されると思いますので、その御対応方、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、これもちまして、第21回瀬戸内海広域漁業調整委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。